

## 第四部

## 第二回 參議院司法委員会議録第二十号

昭和二十三年五月四日(火曜日)

本日の会議に付した事件

○戸籍手数料の額を定める法律案(内閣送付)

○裁判官の報酬等に関する法律案(内閣送付)

○検察官の俸給等に関する法律案(内閣送付)

○行政事件訴訟特例法案(内閣提出、衆議院送付)

午前十時四十八分開会

○委員長(伊藤修君) これより司法委員会を開会いたします。本日は予備は付託になつております戸籍手数料の額を定める法律案、これを先ず議題に供します。政府委員の提案理由の説明をお伺いいたします。

○國務大臣(鈴木善男君) 戸籍手数料の額を定める法律案について提案理由を御説明申上げます。

本年一月一日施行を見ました戸籍法を改正する法律においては、その第五條第二項により「手数料の額は、別に法律でこれを定める」とされておりま

す。ただ同法第四百四十三條には、この額は財政法第三條の規定の適用あるま

で、政令の定めによることを妨げないとされています。同條は財政法第

三條の特例に関する法律により現在のところ一般には適用がないことになつておりますので、現行の戸籍手数料規則は現在もその効力を認められておりますが、成るべく速かに戸籍手数料規則を法律に切り換えるのを適当と考え

ます。これが本法律案を提案する理由でございます。

本法律案の内容は、現行の戸籍手数料規則の定めるところと全く同一であ

りまして、即ち戸籍簿等の閲覧は一枚につき五円、戸籍等の謄抄本は一枚につき五円、戸籍の記載事項その他の証明も一件につき五円となつております。この額は昨年政令第二百一号で從来各一円であったのを増額し、十月一日より実施したものであります。何卒

慎重御審議の上速かに御可決せられんことを御願い申上げます。

○委員長(伊藤修君) 別に御質問なればこの程度にいたしまして、次の法律案を上程いたします。これも同様予備付託となりました裁判官の報酬等に

關する法律案、並びに検察官の俸給等に關する法律案、両案を一括して議題に供します。先づ政府委員の提案理由の説明をお伺いいたします。

○國務大臣(鈴木善男君) 只今議題と

に關する法律案、両案を一括して議題に供します。先づ政府委員の提案理由の説明をお伺いいたします。

○國務大臣(鈴木善男君) 本年一月一日施行を見ました戸籍法を改正する法律においては、その第五條第二項により「手数料の額は、別に法律でこれを定める」とされておりま

す。ただ同法第四百四十三條には、この額は財政法第三條の規定の適用あるま

で、政令の定めによることを妨げないとされています。同條は財政法第

三條の特例に関する法律により現在のところ一般には適用がないことになつておりますので、現行の戸籍手数料規則は現在もその効力を認められておりますが、成るべく速かに戸籍手数料規則を法律に切り換えるのを適当と考え

月一日からその効力を失うことになります。これが本法律案を提案する理由でござります。

本法律案の内容は、現行の戸籍手数料規則の定めるところと全く同一であ

りまして、即ち戸籍簿等の閲覧は一枚につき五円、戸籍等の謄抄本は一枚につき五円、戸籍の記載事項その他の証

明も一件につき五円となつております。この額は昨年政令第二百一号で從

来各一円であったのを増額し、十月一日より実施したものであります。何卒

慎重御審議の上速かに御可決せられんことを御願い申上げます。

○委員長(伊藤修君) 別に御質問なればこの程度にいたしまして、次の法律案を上程いたします。これも同様予備付託となりました裁判官の報酬等に

關する法律案、並びに検察官の俸給等に關する法律案、両案を一括して議題に供します。先づ政府委員の提案理由の説明をお伺いいたします。

○國務大臣(鈴木善男君) 只今議題と

に供します。先づ政府委員の提案理由の説明をお伺いいたします。

○國務大臣(鈴木善男君) 本年一月一日施行を見ました戸籍法を改正する法律においては、その第五

條第二項により「手数料の額は、別に法律でこれを定める」とされておりま

す。ただ同法第四百四十三條には、この額は財政法第三條の規定の適用あるま

で、政令の定めによることを妨げないとされています。同條は財政法第

三條の特例に関する法律により現在のところ一般には適用がないことになつ

ておりますので、現行の戸籍手数料規則は現在もその効力を認められておりま

が、成るべく速かに戸籍手数料規則を法律に切り換えるのを適当と考え

ます。この額は昨年政令第二百一号で從

来各一円であったのを増額し、十月一日より実施したものであります。何卒

慎重御審議の上速かに御可決せられんことを御願い申上げます。

乱動搖の中に處して、國家再建のために、法的秩序の確立を保持する司法の任務の、至高にして且つ緊急なことについては、今更申上げるまでもない

ことではあります。併しながらこのようないまして、即ち戸籍簿等の閲覧は一枚につき五円、戸籍等の謄抄本は一枚につき五円、戸籍の記載事項その他の証

明も一件につき五円となつております。この額は昨年政令第二百一号で從

來各一円であったのを増額し、十月一日より実施したものであります。何卒

慎重御審議の上速かに御可決せられんことを御願い申上げます。

○委員長(伊藤修君) 別に御質問なればこの程度にいたしまして、次の法律案を上程いたします。これも同様予備付託となりました裁判官の報酬等に

關する法律案、並びに検察官の俸給等に關する法律案、両案を一括して議題に供します。先づ政府委員の提案理由の説明をお伺いいたします。

○國務大臣(鈴木善男君) 只今議題と

に供します。先づ政府委員の提案理由の説明をお伺いいたします。

○國務大臣(鈴木善男君) 本年一月一日施行を見ました戸籍法を改正する法律においては、その第五

條第二項により「手数料の額は、別に法律でこれを定める」とされておりま

す。ただ同法第四百四十三條には、この額は財政法第三條の規定の適用あるま

で、政令の定めによることを妨げないとされています。同條は財政法第

三條の特例に関する法律により現在のところ一般には適用がないことになつ

ておりますので、現行の戸籍手数料規則は現在もその効力を認められておりま

が、成るべく速かに戸籍手数料規則を法律に切り換えるのを適當と考え

ます。この額は昨年政令第二百一号で從

來各一円であったのを増額し、十月一日より実施したものであります。何卒

慎重御審議の上速かに御可決せられんことを御願い申上げます。

の報酬について特に規定を設けており

ますことは、誠に意義深いことであり

ます。裁判官にとつてふさわしい生活を

保証するに足るものであるように定め

ることは、國民の義務であると信ずる

のであります。よつて裁判官が一般官

官に人格識見共に高邁であつて、而もそ

な重要な権限を適正に行使し、至高な

任務を遺憾なく遂行することは極めて

困難であります。併しながらこのよう

なことがあります。併しながらこのよう

な権限を與えられておりま

るが、裁判官にとつてふさわしい生活を

保証するに足るものであるように定め

ることは、國民の義務であると信ずる

のであります。よつて裁判官が一般官

官に人格識見共に高邁であつて、而もそ

な重要な権限を適正に行使し、至高な

任務を遺憾なく遂行することは極めて

困難であります。併しながらこのよう

あらんことをお願いいたしました。夫に検察官の俸給等に関する法律案を提案理由を申上げます。検察官の俸給等に関しましては、検察廳法第二十一条の規定に基き、先に検察官の俸給等の應急的措置に関する法律を制定施行したのであります。その後一般公務員の給與体系が確立しないために、検察官についてもその給與水準を確立することができず、止むなく右應急措置の法律を二回にわたり延期を重ねて参つたのであります。が、来る五月三日を以て右延期の期限が満了し、検察官の俸給についての根拠法律は、その效力を失うことと相成つてゐるので、この際右應急措置の法律に代るべき検察官の俸給に関する法律を制定する必要を生じたのであります。

この間國內經濟情勢は刻々変化し、國家公務員全般の給與も、一千九百二十円の水準において体系付けられることに相成りましたので、検察官につい

ても、その水準における給與の体系を確立し、以て一般公務員の給與水準に即應せしめると共に、検察官の職責に鑑み、その准司法的性格を重視し、他の一般行政官とは異なり、裁判官に対する待遇に準じた給與を與えることいたしましたく、ここに本法案を提出した次第であります。

御承知のごとく、検察官は國內治安確保の中核を爲し、近時激増頻發しつつある兎惡事犯の検挙や、經濟事犯の処理等に忙殺せられているのみならず、最近は隠蔽事件の摘発処理に当り、繁忙なるに引替え、その給與がこれに伴わないので、或いは病床に臥れ、

又は生活難のため止むなく他の職に轉ずる等最近退職者の激増を來し、他方未済の增加を見るに至り、遂に検察機関の全面的後退の徵候すら看取れます。

懸念せられるに至つておるのであります。

申すまでもなく、検察官は極めて高度の素質と教養とを要請せられ、任用

資格も嚴重を極める特殊の技能であ

りまして、たやすく余人を以て代え

難いものであります。その任務は最も

堅正、公平に是非曲直を明らかにすべ

き准司法的の性格を有し、又その性質上副収入は全くなく、又あるべからざるものでありますので、その生活を

維持安定し、安んじてその職務に専念せしむるためには、それに相應する特

遇を與えなければならぬのであります。

勿論國家財政窮乏の折柄でありますから、検察官の給與も、一應一千九百二十円水準の枠内において考うべきことは申すまでもありませんが、その枠

における最大限の待遇を與えたいのであります。本法律案第一條は、検察官

も國務大臣及び一般官吏の給與体系に

おいて俸給の月額は別表に定める額によることとし、第三條において俸給の支給準則の規定を設け、第四條において、検察廳法第二十四條の規定による

廟廟の場合の、扶養手当等を規定したこととし、第三條において俸給の

全部官舍を與えられておるそうであるが、日本裁判官には、全國の裁判官

もお見えになつておりますからお伺い申上げた次第であります。

○小川友三君 簡単にこの機会に、大臣もお見えになつておりますからお伺い申上げた次第であります。

○小野幸一君 本法案を提案せられるに當りますて、法務廳總裁としてこう

いうことを順序として廢止されたかどうで優待のできる案といふものを御提案いたしましたが、イギリス並びにアメリカにおきましては、裁判官に殆んど

かということをお伺いいたしたい。即ち最高裁判所は憲法違反を審議する点

においては、或る意味においては國会に優り、國会における法律の制定が憲法に違反するかどうかということにつ

いて、殊に立法と行政との監視し、或いは或る意味においてはこれを訂正する

ことが、ところが最高裁判所としては予算の請求権を國会に対し持つていな

い。そこでそれは法務廳總裁を通じて國会に出す、現在のところそくなつておるようあります。

大蔵としては、十分にその予算につい

あらんことをお願いいたしました。

未済の增加を見るに至り、遂に検察機

懸念せられるに至つておるのであり

ます。

○委員長(伊藤修君) では両案に対し

て御質疑のある方はお申出を願いま

す。

○小川友三君 裁判官と検察官の報酬

と俸給の問題であります。我々とし

ては極めて審重に審議すべき問題で

あります。

検察官志願者も極めて少く、毎月の未

給等に関しましては、検察廳法第二十

条の規定に基き、先に検察官の俸給

を行つたのであります。その後一般公

務員の給與体系が確立しないために、

検察官についてもその給與水準を確

立することができず、止むなく右應急

措置の法律を二回にわたり延期を重ね

て参つたのであります。が、来る五月三

日を以て右延期の期限が満了し、検察

官の俸給についての根拠法律は、その

効力を失うことと相成つてゐるので、

この際右應急措置の法律に代るべき

検察官の俸給についての法律を制定する

必要があります。

○國務大臣(鎌田義男君) 実は新憲法

におきましては、立法、司法、行政の

三権を完全に分立させまして、それ

ぞれの地位を殆んど同格に引上げたの

です。殊に退職者の激増を來し、他方未

済の増加を見るに至り、遂に検察機

懸念せられるに至つておるのであり

ます。

○委員長(伊藤修君) では両案に対し

て御質疑のある方はお申出を願いま

す。

○國務大臣(鎌田義男君) 生活の安定

なくして、常に社会百般のことについ

て高い教養を持つて、高邁な見識の下

に仕事をして頂かなければならんとい

う意味におきましては、仕事が如何に

少くとも十分安心して生活をし、いろ

いろな修養を積み、教養を重ねること

ができる待遇を必要とすると考えるの

であります。

○國務大臣(鎌田義男君) が良いとい

う国が裁判官に対しまして、非常に手当

をいたしますが、これに対しまして大

きが恐らくはイギリスにおいて司法官が

特に他の官職に比して高い待遇を受け

ておる理由であると思うのであります。

○委員長(伊藤修君) では両案に対し

て御質疑のある方はお申出を願いま

す。

○國務大臣(鎌田義男君) お申出を願いま

精神が空に引寄せ、その結果かこれに伴わないために、或いは病床に斃れ、

でありますから、そこでは是非とも司

ますでしょうか、それをちょっとお聞かせください。

判所の職責を全うするためには、國務

では、最高裁判所の意向を参酌する、むしろ最高裁判所の要求に対してもこれを拒否しないといふような気持で、あるのです。何となれば、その予算が政府によつて制肘を受けるといふ、又予算だけは政府の勝手氣儘といふことになつては、最高裁判所の独自の権威が保たれないし、又そういうことがないとしても最高裁判所はそれによつて制肘を受ける、政治的にも影響する、こういうような場合があつては面白くない。そこで本法案を提出されるに当りまして、法務監査院は自己の責任において、提出されることになりましたに對しては、これは最高裁判所の同意を得られたかどうかといふことをお尋ねしたいのです。

りますよう、に、検察官のごとく法務省の監督下にあります者との給與の比較、又一般官公吏との給與の比較といふような面が直ちに起つてくるのであります。そこで、どこかでこれを調節しなければ不都合を生ずる。こういう見地から、理論上は如何よりも考えられるのでありますが、実際的な見地から政府は一應裁判所の御提案を下さいましたものを、内閣の責任において検討する。こうしたこととに相成つたわけであります。もとより裁判所の独自の立場というものを尊重いたしまして、できるだけこれを動かさないよう努力はいたしましたが、併し提案理由の中で申上げましたように、いろいろな考慮から若干の変更を余儀なくせられたのであります。そのことについては最高裁判所に大体の御了解を得たつもりであります。細部についていは、或は完全に同意をせられたといふことを申上げたことができないかと田中たつなりであります。もとくこれは裁判所の完全な同意を得て國會に提案して、遮三無二これを通すという、こういうような立場にはないでありますから、大体の御了解を得て提案いたしました以上は、國会が独自のお立場で御検討下さり御決定相成るということは、適当であります。差支がないと考えるのであります。そういう意味において大体御了解を得て提案をした。こういうふうにお答えを申上げておきま

まして、その方々の声に、俸給を貢うるにあつて裁判官、検察官たる者は闇米を買ふわけに行かないから、労務加配米の支拂いにしてそういう問題を解決する方法はないか、特に縣廳の所在地から地主に出るとき、そういうようなことがあつたんですが、そういうような気がはどう御考慮なさつておるのでしょか。

○國務大臣(鈴木義男君) 誠に御尤ものことでありまして、只今は貨幣俸給を減らしても、實際は幾らも必要な物資が手に入らないというような事情にありますので、政府としては給與を増すことも必要であるが、それと共に福利厚生の施設、或いは消費配給の施設を完備して、そうして實際の生活内容を裕かならしめることを努力しなければならないというので、實は俸給の率を理想的な標準からいえばはつと低く決めたのでありまするが、この半面には是非そういうふうにしておこう。こういう考を持つておるのでありますまして、その点は裁判所に対しましても、検察廳に対しましても、政府としては今後最善の努力を拂つもりであります。但し主食についてはこれはどうもちょっとむつかしい問題があつてまするから、ここで直ちに責任あると答えをし兼ねますが、主食以外のものにつきましては、できるだけ公定價格で樂に手に入るよう努力する。そういうことを申し上げて置きます。

○野野原樹君 私が特に願ひいたるはその主食の問題なんですが、裁判官たる立場から、特に闇の米も買えないといふことを考慮すべきだと申します。殊に山口判事と

うような事件も、これも給料が足りないというより、裁判官の立場として開かれてはいるが絶対に買わないということから懲戒が起つておるうように、これを特に考慮すべきものだと考へるのであります。ちよつと速記を……。

○委員長(伊藤修君) 速記中止。  
〔速記中止〕

○委員長(伊藤修君) 速記を始め  
て……。

○小川友三君 裁判官と検察官の欠員の数が非常に大臣もおつしやつた通り多いのでありますて、多いからその々員の分だけはいわゆる検察官としての仕事をしないで、或いは裁判官としての仕事をしないでおると申しますと、裁判官も検察官も欠員者の分も仕事をしておるのでありますから、欠員者の総合計の俸給といふものは当然仕事をやりました人に、これは完全配給されるべきものの性質だと思いますが、これを何とか特別に廻せると思いますが、しましたならば、仕事をやつておるのも、それに対する御見解と、福利施設が検察官も不完全であつて、殆どないような状態であると聞いておりますが、これも積極的に福利施設或いは消費組合といふものをやりましたならば非常にその点につきまして便宜がある。ようによく信じておりますが、これをもうと早くやつて頂きたいとかようになります。

それから星野さんのおつしやる通判検事さんには主食を特別に配給する。これは当然しなければいけないと思ひます。政府は選配、欠配をしないと言つりますけれども、現在一週間くらいの選配、欠配をしております。

うしますと検査さんは闇ができま

い。その間、食わないでおるといふよ  
うな情勢でありますて誠にお氣の毒に  
堪えない次第でありますて、それから  
主食は配給できないか他のものならな  
んとなるということですが、その中  
で一番いいのが豚の肉です。豚の肉は  
政府のお蔭で自由販賣になつております  
すから、判検事さんに豚肉を一貫目で  
も二貫目でも配給するよう、法務組  
合の御盡力でなんとかして頂きたないと  
かようと思つております。(笑)それ  
はこうした治安の紊れております時、  
第一線として検事並びに裁判官が盡力  
しておられるのでありますから、こう  
した点に対しまして甚だ單近な例です  
が、豚肉を挙げまして總裁の御高見を  
拜聴したいと思ひます。

第四部 司法委員会會議録第二十号 昭和二十三年五月四日【參議院】

四

○國務大臣（鈴木襄男君） 福利厚生施設につきましては、お言葉の通りありますて、鉄道、通信をそういう方面に可なり良い病院もあり、配給の組織もできておりまして、何といつても生活内容が他の官公吏よりは裕になつてゐるのであります。これは裁判所や法務廳におきましても是非同じような施設をしなければならん。する権利があるとすら考えておるのでありますから、実際問題として運輸省、通信省等では戦前からあるものが継続してあるのでありますて、裁判所や法務廳でこれをやろうとすると新しく作らなければなりません。そこに非常に困難に当面いたしますのでありますて、今直ぐにそれをやるということをお約束できませんが、私の考えておりますところでは同じ國家の公務員でありますから、すでに持つておる役所の福利厚生施設を、裁判所や検察廳においても、これを同じ條件において利用し得るような制度を開きたい。そして余裕ができるに従つて裁判所、法務廳の独自の施設を作つて行きたい。こういうふうに考えておる次第であります。

全体に対する配給を増すということに対して、政府は努力しておるのであります。しかし、只今数字を申上げるわけに行きませんが、この秋頃からは著しく配給額を殖やすことができるのではないかと、いふ希望を持つておりますから、どうぞ御了承を願いたいのです。それから時間外勤務に対してはこの給與は相当大幅に引上げて頂くのでありますから、実際は時間外給與を差し上げたいのですが本給も非常に上げました。その外時間外給與についても差し上げる。こういうことになりますと他と比べて、今暫くそれは差控える。こういう建前を探つたのであります。

た。その後帰られてからが最初の新聞に出ました閣議決定が変更になりますと、東京高等裁判所長官と検事長とは、同額になつてゐるという一事から推しますと、大体前の差が縮まつていると、結果になつてゐるわけであります。この最初の閣議決定と、その後の閣議決定が違つたという経過と、それからこれに対して検事が各地地方において運動をするという運動があつたといふことにつきましての実状を御説明願いたい。

が、帰りましてから閣議に問い合わせましたところが、それは一時の誤解から二十六日の閣議の決定は、二十七日の閣議のごとく解釋すべきものである。それを解説をして事務当局が間違った案を出したというふうに了解して、若干の間違つておつたということを皆御了解して見るに相成りまして、それで二十六日の議はそのまま維持するということになりました。従つて検事諸君が騒いだと、そういうことはこれに対してもんら影響がないのでありますて、又騒ぐ騒がん見解を持つております故に、その自の見解からかくのごとき案を提案したのでありますて、それは判事と検事といふものは、新憲法の下においてあるべしということは、私も考えてるのであります。新憲法は最高裁判長官を総理大臣と対等ならしめておるのでありますて、従つて最高裁判所の判事といふものを國務大臣と同格にたしておりますのであります。検察陣営はおきましては國務大臣と同格なるものは検事総長ただ一人であります。そに対しても裁判所の方では長官を入れ十五人といふものは國務大臣、及び閣総理大臣と同格なのでありますて、すでに非常に高い地位にあります。私は大した違ひはないと考えてつたのでありまするが、併し二十六

の開議において十分検討いたしました結果、今少しここで差をつけて置くことが裁判官の地位を重からしめる所以であるという、こういうところから裁判官にだけ一級俸、特号とでもいるべき一級俸といふものと設けて置く、これは検事の方にはないのだ。そうすれば判事の一番上になつた人は検事よりも一段上になり得る。但しそれが全國皆一齊にそういうことになつたのはこれ又弊害を生ずるから、特に東京、大阪といふような大きなところの裁判所長といふような方が、この特号俸といふものに値する。その他は原則として裁判官、検事の一級高いものは同じ俸給を貰うということをいつたならば、現行法としては妥当ではないか。若し新らしく制度を立てるならば、それは判事と檢事とを区別して待遇をするという制度を立てることは差支えないと。今まで同じ試験を受け、同じ修業を卒業し、同じ試験を受け、同じ裁判官を受けてほぼ同格に扱われて來た判事と檢事が、ここで檢事の方を下げるというような形をとりますることは、いろいろ感情的にも面白からざる結果を生むということになりますから、これはできるだけ避けたい。そういう見地から只今申したような妥協案ができるわけでありまして、近い将来において政府といたしましては、檢察官を採用する試験は裁判官を採用する試験と別にいたしまして、例えは法務廳でその試験を行ふ。それから一方は最高裁判所において裁判官、弁護士等の試験を行ふ。そういうふうにして試験からはじめて違つて来る。そして任用も違ふということにすれば、そこに俸給に苦ができるということは、しかく不自然

濡り勝ちでありますときに、配給体糸を引いて早速は正しなければならない。

りますと、電報、電話で変化されたところ一二三と、二三、二つ並んであります。

は、私は大した違いはないと考えて

ということにすれば、そこに俸給に差

ではないというように考えますから、そういうようにして新らしい体系を作りたい。こういう考え方を持つております。只今現在しておる判事と検事とを、しかも非常な差をつけるということは、政府といたしては賛成いたしかねる。こういう考え方であります。

○中村正雄君　総裁の御意見ですと、最高裁判所の判事だけは別格とすると、ということによつて、制度上検察官と裁判官との待遇上の差は認めるが、それ以外の判事については検察官と大体同じにしてもいいと、こういう御意見なんですか。

○國務大臣(鎌木義男君)　そうです。

○中村正雄君　制度として尋ねたいのは、いわゆる任用資格が同じだから高裁判所としてはこういうふうにしてあるのだから、それ以外は対等でいいという御意見なんですか。

○國務大臣(鎌木義男君)　そうです。

○中村正雄君　もう一つお尋ねしたいのは、いわゆる任用資格が同じだから今差をつけることはいけない。いわゆる検事を低くすることはいけない。こういう御意見ですが、検事を低くすることについては恐らく誰も賛成しないと思いますが、そういう見方でなくして、判事の方を上げるというふうに考えられるのじやないかと思います。それから任用資格が同じだから今差をつけるということはいけないということになりますと、これは政府全般の問題ですが、官吏の給與体系といふものができておりますが、これはやはり責任と、職務の内容、質、量における内容、これによつて官吏の給與は決めるべきだ、いわゆる職階制の理念によりまして、一般行政官吏の給與を政府は立案しておるわけなんであります。そ

ういう同じ政府でありながら、司法官の方、いわゆる検事、判事の方の給與を決める場合には、任用資格の内容において給與を決めるのである。やいけないという理論と、行政官吏の給與を決める場合には、任用資格の同じではないか。行政官吏の方においても、今檢事、判事と同じ論法を用いるならば、任用資格が同じであるから、然同じにしなくちやいけないにも拘らず、職務内容によつて給與体系を置いておる。それに対して御見解をりたい。

あつても今度差をつけておるわけないです。にも拘わらず検事と判事は同じ任用であるからといって差をつけないという理論は、どこにあるかと、お聞きしておるんです。

○國務大臣(鈴木義男君) それは職務が全く同じような性質の職務である。一方は司法官といつて、他は准司法官と申しておりますから、仕事の性質が全く同様であるからと、こうお答えを申しております。

○中村正雄君 そうすると総裁は、裁判官と検事とは責任も職務の内容も同じもんだと、こういうふうにお考えになつておるわけですか。

○國務大臣(鈴木義男君) そうであります。

○大野幸一君 どうも法務総裁のお話まだ納得できないのであります。日本國憲法をお作りになるときには、みずからお作りになつたような立場であつて、裁判所の地位と、いうものが憲法上非常に高まつた。こういうことはどちらに御存じのはずであります。その地位は誰が高めたかといふと、國会が高めたのであります。國会はすべての全國民の総意によつてできたのであります。檢事も亦裁判官の地位を高める、ことについては、これは國民の一人ひとりが高めたのであります。制度として裁判官の地位が高まつた以上は、檢事と一緒に裁判官とが同じだということは附に落ちない。檢事は原告官であつて、それに相対するのが弁護士である。原告官と弁護士との間に超然として判断を下すのが裁判所の判事であります。こいつらは、これは法務廳總裁會つて在野におつた當時は、これはそう考えられな

かつたのでしようが、今日法務廳總裁として、あなたが朝におられるから検察官の立場をそうお考えになつたのか。それでは日本の司法改革はできなと思うであります。こういう点におきまして、我々は今にしてこの新憲法をいわゆる身に附けるという意味において、裁判官の地位を檢事の地位より優位におく。これが必要であると私は思うのであります。そこで高等裁判所の長官と檢事長とを同一にするということはこれは必要でないのあります。あれは昔我々の学校で習つた頃には、面白い先生がいて、檢事局とういものは裁判所に附置される、附置されるといふのは、物置についておるようなものである。こういうことをいわれてどつと笑つたことがある。いわゆる地方裁判所所属の檢事局である。今度はそういう意味において独立したとは雖も、原告官である。何も責任はないのである。裁判所こそ最高の責任を持つておる。その点最高裁判所長官だけを國務大臣として取扱つたからいいじ行けば、最高裁判所なんかは頭にならない。大阪に行けば大阪高等裁判所と檢事局との比較をしておる。そこでの檢事長は、最高裁判所は頭になくて大阪を標準にしておる。例えば東京では我々は最高裁判所と接觸があるからです。が、仙台に行けばそうはいかない。この際檢事さんも一步へり下つて、よき裁判官を作るために裁判官の地位を一層向上せしめ、檢事さんが一番口惜しいことは、原告官として法廷に立つて、ある裁判官、聰明なる裁判官を得れば非

常に嬉しいのです。弁護士にしてもそうであります。一番つまらないのは、おいて、検事も裁判官も國家のため奉仕するのである。何も俸給が同じで仕することはない。

私はこの間、これは後からお尋ねしようと思つていたのですが、一体検事と判事とは同じではないか、それでは俸給が違うなら辞める。こういつて辞表を提出された人に対し、法務総裁はどういう措置をとられるか、こう思うのであります。この点についても法務総裁の御見解を伺いたいと思うのであります。私は率直にいえば、この際思い切つて判事の地位を一段と上げるために、何らかの措置をとられんことを望むのであります。又全國からいろいろ、日本弁護士連合会あたりからも、そういうことを率直にいつて來ております。先程法務総裁は、大体において最高裁判所の承諾を得たと言われたけれども、この一点、即ち検事と判事とを同一に取扱つた、といふ一辺については、大いに不満の者があるということを洩れ承つておるのであります。こういう意味において、この際朝にあるから野にあるからといわなくとも、勇氣を起して、司法改革のために法務廳総裁が一つ、我々が若しここにおいて修正するような、私共は俸給を減額しらというのではない、僅かの差である。僅かの差で、司法官こそ國から進んで國会は増額すべきであるから進んで國会は増額すべきである。増額するときに判事さんに少しぐ

らしい多くても、検事さんは族視の觀念を持つことなく、それに従つて地位が下つたといふのでなくして、全く國家公務員として國家に奉仕せられることを、司法官、検事、司法警察官の方に、そういうことを心から念願して、この際裁判官の地位の向上を図られることこそ、私は大切であると考える所以あります。

お言葉は尤もでありますて、御意見として承りまするが、政府としては只今は長い歴史を背中に負つておるのであります。新らしい制度をこれから立てるという場合ならば、如何ような理想と雖も立てられますが、現在の判檢事というものは、ほぼ同格に扱われて来たということは、大野議員と雖も否定になるまいと思うのであります。そうでありますならば、只今申すように、制度の上において、一番高いところで行くとどこまで行けるかということとの比較をすると、段違いなんです。裁判官と検事では……。検事は一番高いところへ行つても、而もただ一人であります、十五人というよくな多数が、この地位に上れないで、検事総長になり得るだけであります。そうして検事総長は僅かに八人しかない、その他の検事は全部、先程申すように、一格下つたよう考えられるのでありますて、これは法廷における構成として、私は検事と弁護士というものが相対立して、そうして裁判官が一段高いところからこれを裁く、こういう法廷の構成を作りたいということを希望しておつたのでありますて、在野時代におい

て、そういうことを私は考えておつたのであります。その者は今も變りません。併しそれは個々の檢事を、或いは判事を、同じ月給にするということによつて何ら妨げないのであつて、殊に檢事長とか檢事正といふものは、法廷に現れる監督官の立場に立つてあります。いつ、いわば出世の一一番最後の段階に來たときに與えられる待遇に過ぎないのでありますから、その人が仮に高等裁判所の長官と同じ俸給を貰つたからといって、この法廷において一段下つておるという構成を、少しも素ることはないと考えるのであります。況んや新しい制度において、それを明確に一つこれから樹立して行こう。政府はこういう考え方を持つておるのであります。ですから、その点についても、大野議員の御希望は十分に達せられる。こう考えておる次第であります。

度を今やれないかという、この点についても政府のお考を伺いたい。

○國務大臣(鈴木善幸君) 近く政府は、検事につきまして、そういう立法をいたすつもりでおりますので、全然普通の公務員と違うのでありますて、國家公務員法の中にも、すでに検事は除外例を設けられておるのであります。検事の特殊の職能、地位に伴いまして、全然別個の立案をしなければならん。こう考えておるのであります。そうでありますから、その点はたとい全然新らしい職能、職階制に基づき立案をいたしましても、検事については、ほぼこれと同じような趣旨においても、官吏の中では一番高級な裁判官に準すべきものとして、立案をするのだということには變りはないのでありますから。その点は一つ誤解のないようにお願いいたしておきます。

○中村正雄君 私の質問は、今のお考とはちよつち違うのですが、いわゆる行政官吏は任用資格が同じであつても、今度職階制によつてはつきり差を附けられる。二百六十万からなる官公吏に対しでは、今までの経緯を一擲して、同じ任用資格でなつたものであつても、現在携つておる職務の内容に應じて給與の差を認めておるにも拘わらず、判事と検事に対して任用資格が同じである關係上、今までの、從來の傳統から今直ちには差を付けられない、こういうお考は、おかしいのじやないか。政府全体として一般行政官に対しまして、今こういう職階制といふ大きな制度を確立したなれば、判事と検事と同じ資格であつても職務内容は違

う、或いは制度上は違う。それに今こ  
ういう制度をできない、という理由はど  
こにあるか、こういうことをお尋ねし  
ておるわけです。

○國務大臣(鈴木義男君) できないと  
いう理由は別ないのであります。や  
ろうと思えばできるわけであります  
が、判事も検事も同じようく職階制で  
改訂はやつたつもりのがこれなので  
あります。この辺がちょうど妥当で  
ある。こういう見解に立つておるとお  
考え願いたいのであります。

○宮城タマヨ君 世の中がこんなにな  
りません時でも、私聞いておりますと  
ころでは、判検事の子供達が司法官を  
志望しない。そうして司法官を志望す  
る親を調べて見ますと、大抵所長だと  
か検事正だとかといふ長官の息子であ  
つたということが、體分事実に現れて  
おるらしいことから見ましても、世の  
中がこうならない前でも、どんなに司  
法官の生活が苦しかつたということが  
わかると思います。私が結婚する時も  
司法官は一生塩を嘗めて生活をしなけ  
ればならないがいいかといふことを念  
を押されております。司法官は塩を嘗  
めた生活を今まで長い間して來たとい  
う苦しい生活から、今度上げられます  
ということは、本当に難いことだと  
思うのであります。そこで先程も大野  
委員からおつしやつたように、裁判官  
にその人を得なければ、公判廷におい  
て事件の結果に非常に不満がある場合  
に大変だ、というお話、誠に御尤もでござ  
まして、できるだけ裁判官を優遇い  
たしまして、いい判決をして頂きたい  
ということは、國民全体の願つておる  
ところだと思つております。と同時に、  
檢事の仕事は公訴官でそれこそ起訴、

不起訴を自分の手の中に握つております。このことは一般の民衆に一番接近して、一般的の民衆の利害を、最も判事よりも握つておるものだと私は考えております。つまりちょうど検事は犯罪においての窓口の取扱をしておりますから、この窓口におりまするところのものに、本当の人が得ておりませんでしたら、世の中は私は大変になると思つております。でござりますから、判事にいい人を得るために待遇をよくするということと同時に、私はこの民衆に接近しておりますて、重大な職務を持っております検事にも亦本当にいい人を得なければならぬ。そのためにはやはり待遇をよくして頂くと同時に検事は詰らないものであつて、裁判は特別のものだということを一般の人々に思わせるということが、この犯罪全体について、殊に刑事政策を円満にして参ります上について、どんなものかというようになっておりますが、法務総裁の御意見がございましたら……。

○小川友三君 俸給問題ですが、一つの例を申上げますと、この間上野の駅に参りまして駅長に会いまして、駅長で、裁判官といふものは一段高いとう前頭をとつて行きたいといふことを考えておりますが、人としては検事も裁判官も國家最高の人格識見者でなければならない。その点においては差別あるべからざるものであると考えております。

○國務大臣(鈴木義男君) それはお言葉の通りでありますて、法廷の構成は、成るだけ検事と弁護士は一段下で、裁判官といふものは一段高いといふ前頭をとつて行きたいといふことを考えておりますが、人としては検事も裁判官も國家最高の人格識見者でなければならない。その点においては差別あるべからざるものであると考えております。

つたのであります、在野時代におい

司法官、検察官に対して、こういう制

と同じ資格であつても職務内容は違

檢事の仕事は公訴官でそれこそ起訴、

たら、位は一番上で月給は七番目で

○中村正雄君 法務廳總裁がお見えになることになつておりましたが、お見えになりませんので、政府委員の方にお尋ねします。午前の私の質問に対しまして、憲裁判事と判事は正用資格

まして御決定になりました時には、法務廳の事務官と裁判官、或いは検察官のこの報酬は、いわゆる給與との間に非常な開きができますことは、御指摘の通りでござります。さ去多謝の事務官

ますので、検察官の職責といふものは、平常状態に比較しまして非常に重大である。その職責においては勿論裁判官の職責は非常に重いものでありますけれども、一とくに重いと言つておきたい

給を支拂うということはできないのをございますが、それに対する具体的な措置についてお考えがあるかないか、という点をお聞きしたいわけでありま

はないのじやないかと思ひますが、その点につきまして法務総裁のおつしやつたことが、私は現在状況においては首肯できるのじやないか、いいのじや官、これは大体判事或いは検事のうちが同じである関係上、今差を設けることは困るというような意味のお答弁があるのですが、現在の法務廳の事務官、これは大体判事或いは検事のうち

の通りでござりますて、法務省の事務官といふものが一体どういう性格を持ち、どういう職能を持つかということから考えますと、これは裁判所、或いは検察関係と非常な深い関係を持ちま

れとも、それは准ずる程度の重要な職責を持つておる、従つて給與におきましても、ほほ裁判官に準ずる程度の給與を與えることが適當である。こういうような趣旨で答弁いたしたのではな

○政府委員(岡田赳一君) これは法律上  
総裁が御答弁するのが適当ではないと  
考えておりますが、実は私の答弁など  
お許し頂きますならば、近く制定さ

ないかと思つております。それから判事さんが非常に高い地位まで上がられる。検事さんは一人しか上がりつて行かないという例もありますし、この点現在のインフレの状況から推して地位のは未だ國会に提出されておりませんが、大体内容につきましては、新聞その他で承知いたしておる程度のものであります。

すし、法務廳の事務官を裁判所或いは検察廳からその適材を迎えるというふうにいたしませんと、法務廳の本來の使命を達成することは困難であろうと思ひます。そういたしますと、裁判官

いかと私は了解しております。法務廳の職員につきましては、非常にこれは司法的とは申されませんけれども、純粹の政府機關と違いまして、むしろ裁判所と政府との緩衝帶とでも申します

る給與法、或いは給與法の中に、若  
そういう政府の決定を得れば大変結構  
と思うのであります。が、法務廳の事務  
官で裁判官或いは検察官であつたとき  
は、裁判官、検察官に準する給與を受

を確立する一番の重い任務である点において、甲乙はつけたいたが、ここが非常にむずかしい所でありますて、法務省は最高一万円で止まるだろう。従つて法務廳の事務官、判事なり検事がして、今法務廳の事務官をなさつておる方は、幾ら優秀でも最高一万円

勇いは検察官が非常に高い給料を貰いながら、法務廳の事務官がその給與に比較にならない低い給與のままで置かれるということになりますと、ここに非常に困難を生ずるだらうと思いま

か、そういう趣旨の重要な職責を持つておりますので、その点から申しましても、裁判官或いは検察官に準するような練達専能の士を迎える必要がござります。従つてその給與につきまして

けることができるといふ規定期間も置くことによつて、或いはその問題を解決し得るのではないかと思いまが、これはまだ研究中でございまして、ちよつと私から申上げるのは少

案に対するところの実際家の意見を聞きたいと存じます。裁判官、検察官並びに弁護士の代表、こういう人々の意見を本委員会で徴したいと思いますが、この人達と人数は、委員長にお委せ願い、証人を喚問いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

事、検事をしておる人はこの法案によつて相当高く給料が貰える、こういう関係になりますと、同じ任用資格であらうべきことをつけることは、いか

措置を講じまして、裁判官或いは検察官であつた者が、法務廳の事務官になると、いう場合には、裁判官或いは検察官に準ずる給與を、支給することでのきるような処置を講ずることが、適当でない、ことを認めておつます。古名会

も只今申上げましたように、裁判官、検察官に準ずる給與と與え得るような処置を執ることが必要ではないかと、かようにも考へておる次第であります。

○中村正雄君 そういう措置をとることが必要だという点は、それは法務省

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○委員長(伊藤修君) それでは適当に  
委員長において選考して、午後の委員  
会に承認を求めるようにいたしたいと  
存じます。それではこれを以て休憩い  
たしまして、午後一時から開会いたし  
ます。  
も取り、法務廳事務官は最高一万円止  
めながら余り差はないにしかな  
い。こう法務廳總裁は回答しておきな  
がら、同じ判事ならば判事、同じ検事  
ならば檢事として從來職を執つておつ  
た者が、今一方は判事の現職にあり、  
一方は法務廳の事務官であるとうい関  
係で、一方は一万七千円、一方八千円

裁は今朝の御答弁によりまして、その任用資格の点から考えて、裁判官と檢察官とがほぼ同等の待遇を受けることを至当としたというふうな趣旨のことを申しておりますたけれども、それは必ずしも職責或いは任用資格という点だけではございませんで、總裁

裁の午前の答弁から当然出て来るわけ  
であります。が、必要であるかないかの  
問題ではなくて、現実の問題として、  
この法案がこのまま通るか、或いは修  
正されるかは別といたしまして、この  
数日の中に通過するわけであります  
が、そうなりますと、直ちにこれが実  
現する、一般公務員に対しましての法

午前十一時五十七分休憩  
午後一時五十七分開会  
○委員長(ほせきやう) では午前に引続  
きまして司法委員会を開会いたしま  
す。  
○政府委員(岡田赳一君) お答え申上  
げます。今のお尋ねは誠に御尤もござ  
いまして、本法委員会は年々、國会より  
まり、この不合理はどういうふうに是  
正なさるのか、それを伺いたいわけで  
あります。

の申しておきました趣旨は、その職責におきましては準司法的な仕事をやつております非常に重要なである、殊に現下における國內情勢から見ますと、犯罪は激増しておりますし、國內の法的秩序上、うらみの公害を免れよう大憲にから

案も、近日中に恐らく成立するであろうと思ひます。ところが現在の給與法から行きますと、何とかして適当な処置を講ずるといいましても、新たなる法律を制定しない限りにおいては、法務省の事務官に付して一ヶ月以上お處

第四部 司法委員會會議錄第二十號 昭和二十三年五月四日【參議院】

給等に関する法律案、両案の提案理由の説明が法務省裁からあつたわけではありませんが、この提案理由の説明につきましてちょっと疑問の点がありますので、お伺いしたい。最初裁判官の報酬等に関する法律案の提案理由の終りの方に、こういうことをいわれております。「最高裁判所の裁判官などは國務大臣と同等の報酬を、又その他の裁判官はこれに準する報酬を受けのが相当であると信ずる」、こういうふうにいつておりまして、いわゆるその他の裁判官は最高裁判所の裁判官に準する報酬を受ける。この場合の準するというのには、法案にもありますように、相当低い意味の、これに次ぐという意味の準するというふうに解釋されておるわけであります。ところが別個に、検察官の俸給等に関する法律案の提案理由の説明の場合に、冒頭にこういうことがあります「檢察官の職責に鑑み、その準司法官的性格を重視し、他の一般行政官とは異なり、裁判官に対する待遇に準じた給與を與えることとしたいたしました」と、ここに又準するということをいつております。『檢察官の職責に鑑み、その準司法官的性格を重視し、他の一般行政官とは異なり、裁判官に対する待遇に準じた給與を與えることとしたいたしました』といふのは、司法官、裁判官と同等においておりますが、この場合の「準する」というのは、司法官、裁判官と同等であります。しかし、この法律案では、どうも何とも思えませんが、別々な法律案で見ればいいのですが、こういう二つの法律案が同時に出来まして、同時に提案理由を説明されまして、この「準する」という意義につきましても、私をして端的に言わしむれば、その法案々々について勝手に解釈しておられる、自分に有利なようになつておる、裁判官の報酬の場合には、「準する」というのは、これは次ぐといふ意味に準する」を使っており、又検察官の場

合には同等等という意味で「準ずる」と書いておる。なぜならこういうように同じじょうに表現した「準ずる」ということを、裁判官の場合には次ぐとし、検察官の場合には同等というように解釈するのか、この点についてお伺いたいわけあります。  
○政府委員(岡野昭一君) 裁判官の報酬等に関する法律案の提案理由の説明欄には、今指摘になりましたように、この「準ずる」は必ずしも同格という意味ではございませんで、國務大臣に次ぐ程度の報酬という趣旨でござります。それから検察官の方も……。  
○中村正雄君 私の言つておるのは國務大臣でなくして、最高裁判所の裁判官に対して、その他の裁判官はこれに準ずる、國務大臣と関係ないわけでもあります。最高裁判所の裁判官とその他の裁判官……。  
○政府委員(岡野昭一君) その他の裁判官は國務大臣に準ずる報酬、これに次ぐ程度の報酬という趣旨でござります。それから検察官の方は、これにございますように「検察官の職務に鑑み、その准司法的性質を重視するし、他の一般行政官とは異なり、裁判官に対する待遇に準じた給與を與える」、これは裁判官全体を見まして、その裁判官に大体同格、必ずしも同格であるが、これは裁判官に次ぐ程度の給與を與える。こういうような趣旨で御説明いたいと思います。  
○中村正雄君 どうも今の答弁は曖昧で分りませんが、いわゆる法務省裁も最高裁判所の判事はそれは別格であります、それ以外の判事と、検察官とは、これは責任も職務の内容も同一である

から、同一待遇をすべきだということを午前中にはつきり答弁しておるわけです。又別の理由からは、任用資格が同一であるから、こういつておるわけあります。従つて検察官の俸給等に関する法律案提案理由の方の「準ずる」というのは、同一といふこの面から見ても解釈できますし、これは實際の待遇案も同一である。反対の、裁判官の方は、これは上は二万円から下と最低の三千五百円になつておるのである。相当の差を設けてある。このいわゆる同じ表現方法としての「準ずる」という綺麗な言葉を使っておるが、法案によつてはその準ずるという意味が違つておる。こういう点を私は御回答を願いたいと言つておるわけです。

○政府委員(岡崎赳一君) お答えいたしました。この検察官の方は必ずしも同額ではございませんで、裁判官の待遇に對比いたしますと、全体としては多少低目になつておると思います。ただ検事総長が國務大臣と同額で、それから検事長がそれより対應しておる。高等裁判所の長官と同額になつておりますが、一般下級の裁判官と他の一般の檢事と比較いたしますと、大体一等の差別ができておるわけございまして、完全に同等というふうには案はない。つまりまんまと、この準するも大體それに近い待遇、こういう趣旨でこういう言葉を使つておるわけあります。

○中村正雄君 その点はこのくらいにして置きまして、次に、午前中に私もちょっと質問しまつたし、又大野委員からも質問したわけですが、その時に法務総裁の答弁がなかつたわけあります、と申しますのは、この法案がこの前原案で通るか、或いは判事と

検事に対しましては差別を設くべしといふ議論の方が勝を制しまして、差が附けられ、修正されるという場合に、現在全國の検事たちが、判事と検事は同一でなくてはいけない。若しも判事と検事の差を附ける場合は、検事は総辞職をするという声が新聞その他に載つておりますが、若し本國會が判事と検事に差を附け修正した案が通るといった場合、今まで、盛にいわれてゐる検事の総辞職の件、こういう状態はどうなるのか、又これに対する見通しとして法務廳はどういうお考になつておるかお伺いいたしたいと思います。

○政府委員(岡崎一翁) この問題は非常に重要な問題と考えますので、法務総裁より答弁をいたすことにいたいと思います。

○委員長(伊藤修君) では午前に決定いたしました、本案に対するところの証人の証言を求めることにいたしました。証人のお方には二十分以内におきまして、問題は本両法案に対するところの待遇案の全体の中、判事と検事との待遇を同等にすべきや否や、この一点に問題を限つて御証言を願うことになりました。では証人の方の宣誓を先ず求めたいと思います。

尙証人の指名は午前中に委員に御一任願いましたが、裁判所側といたしましては最高裁判所判事の岩松三郎君、高等裁判所判事の石坂修一君、検察官側といたしまして、最高検察廳檢事官本増誠君、東京地方檢察廳檢事馬場義績君、それから弁護士側といたしまして、日本弁護士連合会の副会長松井久市君以上五名を証人にお願いすることにいたします。証人の方の宣誓をまずお願いいたします。

〔證員起立、証人は次のように宣誓を行なつた〕

宣誓書 良心に従つて眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないと誓います。

宣誓書 証人 石坂 修一 良心に従つて眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないと誓います。

宣誓書 証人 宮本 増蔵 良心に従つて眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないと誓います。

宣誓書 良心に従つて眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないと誓います。

○證人(岩松三郎君) 裁判官の報酬と検事の報酬といふものと同一にするしないの問題だけ、ということでありまつすからその点だけにいたします。裁判官は新憲法の下で憲法上の保障をされた裁判権を行使する唯一の機關であるといふ点で、検事といふものと職責上重大な差異があると思うのであります。この司法権の行使ということ

Digitized by srujanika@gmail.com

が國家の行政権、立法権と三つに分けられる、いわゆる三権分立の関係で國權の作用上重要なものであるという点から、憲法もその條章において司法権の独立を規定したものだと思うであります。そういう点に鑑みまして先程からちよと何つおると、検事が司法官に準ずるものとか、司法権に関與するようなお話をあつたようにちょっと聞いておりましたたが、私共は検事といふものは司法官ではないというふうに考えております。これは補助機関に過ぎないものと思つておりまして、起訴、不起訴を決定するといいましても、あれは裁判ではございません。何等の既判力も何もないのでありまして裁判ではないと思します。結局検事といふのは裁判するものではございません。憲法が一番重大に考えられておる、いわゆる個人の人権の自由の保障という、そういうものを保護する最終の決定権を持つ、裁判権行使する裁判所といふものとは非常な違いがあるのじやないかと思うのであります。そういう点でそういう裁判官と検事というものの同等に取扱うことは、憲法自身が明文上同等に取扱つておらないものを、報酬の点で同等に準ずるように、殆んど有名無実な違いを附けてこれを待遇するということは、やはり憲法の精神に反し、又一般に司法権といふものの重大性といふものを誤解せしめる虞れがあるのじやないかといひよう私共は考えております。そういう点でこの憲法の精神を一日も早く國民によく分からせること、私共がやらうとしても、これを同等に取扱うようなことに廻置するといふことが、私共遺憾に思うのであります。そういう点で制度の確立の

上から、やはり裁判官と検事といふのの区別をはつきりさせるといふ点のようにお考えになられる点があるかも知れませんが、やはり重大な意義を持つて来るんだという点に、私共は問題を持つておるのであります。その外実際において、この検事のやる仕事は、と、判事のやる仕事の量とが、忙しさと、いふ点では、それはおのづかしさとあります。その外は、あるのであります、ただ性質上、う点は、今のこの裁判するといふことのために、檢事の方の仕事は何といつても行政事務に過ぎないのであります。従つて、新憲法の下において、二級裁判所の一番下の判事でも、自己の責任において、直接何人の指揮をも受けないで、そうして正邪を決め、人を擁護するということを、自己の責務においてやつて、そしてその責任において、直接負つておるという点で大きな違いがあると思うのであります。いうまことに、裁判官の地位と、檢事の地位といふものが、ごつやにされるいう危険のある法制は、私共は絶対賛成できない、というふうに考えております。いろいろ細かい点であります。実際に判事は数多くあるが、検事は割合に少く、殆んど半數くらいのふうのところに思いますが、実際はかかるのであります。現に現在のこの高違ひを附けたのでは實際上報酬の面は区別が附かなくなるという事実があるのであります。

裁判所長官と検事長と比べて見まして、一方は二十六年くらいに引退して、片方はやはり二十五年くらい、年齢は勿論それと並んで、差があるのですから、論それに準じて、差があるのですから、して、僅かの報酬の違いを附けたのは、実際は全く同じになる却つて有利になるんじやないかというように我々は考えております。それと任用資格の点などは同じだからといっておるが、実際は任用資格は今までと同じであるが、実際今の制度では司法修習生は修習期間を終り、いわゆる任官試験を通過すれば検事になれる。判事は判事補といふことになりますて、十年の間判事にはならない。いわゆる判事補といふことになつておるのであります。この副檢事と、判事補といふものは、法文上同じようちによつと考えられておりますが、実は大変違ひがあるんじやないかと思います。そういう点でも判事補を十年やつても当然判事になれるわけじやございませんで、その時の都合で判事に任官できない場合もありますし、当然直ぐに順々に上つて行くといふわけではないと思うのであります。そういう点の考慮もされて区別されないと、政府が出した法案のようでは、全く区別のないのと殆んど同じになるのじやないか、いうふうに私共は考えるが故に憂慮しておる次第であります。まあそのくらいで……。

○證人(宮本壇藏君) 私は検察官側の意見を申上げたいと思います。検察官としては、その報酬を裁判官と絶対に平等にしろということを申してはおりません。概ね同等にすべきもので、これはすでに明治初年以來、通俗的な言葉ですが、判事も検察官も司法官として俗称され、大体同じ屋根におつて同じような、同じようと言つてはいけませんが、同じ関連のある仕事をして來るために、大体において待遇も同等であります。過去におきましてはいろいろの消長はありましたが、最近におきましては殆んど同様の待遇を受けて來たわけであります。新憲法によりまして最高裁判所の絶大な権威が認められ、この裁判官の待遇に対してもは、憲法上相當額の報酬を給與するというような保障もあるのであります。そこで、私共が裁判官に対して、検察官は概ね司法官の待遇に準すべきものとの対に平等でなければならんということは毫も申しておりません。過日司法審議会におきまして、検察官の待遇をめられ、この裁決をしております。この対に平等でなければならんということは決議につきましては、當時その起草の一人に当りました、現東京高等検察署検事長の佐藤博氏からお聽きしましたが、大体において最高裁判所の判事をどう等にするという意味で、概ね誰か別格にする、その他の判檢事については同等にする、絶対に同等ではないけれども、最高裁判所の判事外の判檢事は頭におきまして、絶対平等論を主張するのではない。概ね平等論を主張するのであるということを御了承願いた

御質問があると思いますので、その点について二三申上げたいと思うのですが、一般的に裁判官の仕事と司法官の仕事は、おのれその職務内容を異にしておりますけれども、重大な関連性があるのです。刑事裁判は、検察官の起訴がなければ裁判できない、不肖不理の原則は申しまでもないことでありまして、如何に優秀な裁判官でありますても検察官の起訴がない限り裁判に入ることはできない。その起訴の良し悪しからしまして、裁判の結果も或る場合において左右される。良質でない検察官の起訴は、自然裁判の内容にも影響するのじやなかろうかと思ひますので、この検察官の仕事といふものは、刑事裁判の実質に非常な影響がある。その意味において私は重大な関連性がある。これは公訴権の問題でありまするが、公訴権の問題外に、裁判検察官は公訴も不起訴処分もいたします。これは先程岩松証人から、起訴は裁判ではない、勿論これは行政処分ではありますまいようけれども、國民とりましては、自分の行為が起訴されると、或いは不起訴に付せられるかといふことは重要な問題であります。現在におきまして司法の実際から申しますと、不起訴の事件の方が数が非常に多い。その比率について私は承知しませんが、後程馬場証人から説明して頂きたいと思うのですが、犯罪行為の相当の部分が検察官の不起訴によって決定されておる。この点を十分委員の各位に御了承を願いたいのであります。この検察官の職務が若し誤まつたならば不起訴にすべからざるものをお

660

第四部 司法委員会會議録第二十号 昭和二十三年五月四日

起訴する。或いはその反対の場合があります。御承知のようにこの検察官の場合は、不起訴処分につきましては、最近国会におきましても検察參與法というものが上程されるようには聞いておりますが、国会においてもこの検事の職務について非常に関心を持つておられるということは、如何にもこの検察官の仕事が純粋な司法権の行使ではありますけれども、それに近い、いわゆる準すべき重要な職務である。以上の理由によりまして、私は検察官は司法官ではないけれども司法官に準すべきものであると断じて、私はそういうやうに申したいと思うのであります。次官によく問題になりますのは、裁判官の責任といふものは個々独立である。併し検察官は上司の命令を受けてやつておるのじゃないか、これがよくいわれるのです。この点について私は検察官と雖も個々独立の責任を持つておる。これは検察権方に立派に書いてあります。検察官の仕事は検察官が独自の立場において執行するのであります。勿論上司の指揮命令はあります。指揮命令はありますけれども、一般行政官のように上司の名において職務を執行するのではありません。検察廳の検事と雖も自分の名で起訴するのであります。その起訴の良否については、その区裁判所の検事はどこまでも責任を追及される。いわゆる上司の指揮命令は内部関係に過ぎないのであります。ここに強気な検事がおりまして、上司の不起訴命令を受けたとしても、その検事が自分の直接の上司の命令に反しても、自己の名において起訴できるのであります。これは外

部に対しても立派に適法な起訴であります。上司と雖も如何ともできなり。殊に現行檢察廳法によりますると、法務總裁と雖も個々の検事に対して指揮命令ができないことが、立派に規定されております。この点からいいますと、個々の検察官が責任を負う、個々に責任を負うということはいえると思うのであります。そういう理由からいまして、裁判官の責任といふものと検察官の責任というものは、内容において違うかも知れませんが、その個々の責任を負うという実質においては、私は輕重がないのじやないか、さように信ずるのであります。次にこれもよく申されることであります。が、我々の最も重要視しておる問題であります。が、裁判官と検察官の待遇に差異を附けるという議論について、私は先程申すように最高裁判所の裁判官の待遇以外は、一般の判檢事の待遇について差異を附けることの不合理なことを一言申したいのです。それにつきましては現行制度上、裁判官も検察官も同一の試験を受け、同一の修習過程を経まして、一方は判事補となり、一方は検事になるのです。が、その判事補で十年経過しますれば当然判事になり得る。いろいろ予算上の関係があつて遅れることがあります。よう、一方は検事になります。が、その判事補で十年経過しますれば、現在の任用制度

を根本的に改めて、検事又は弁護士から判事を採るというような制度を確立した上におきましては、私は双手を挙げてこの判事と検事との待遇を差別することに賛成したいと思うのであります。私は抽象的に憲法の保障から見まして、判事が優位な地位にあることは申すまでもないと思いますが、現在の制度と睨み合わせてみまして、尚又今日本検事がこの社会治安の責任上、重大な難局に敢然として起つておるという現実の事態と対比します場合、待遇の相違を附けるということについて、はどうしても承服できない。この点を十分皆さんに御留意を願いたいと思うであります。もう一つ申上げれば、仮に差異を附けた場合を予想しますると、今日まで司法界によい空氣を入れて来てました司法の民主化ということについて重大的な影響を來たすのじやないか。勿論弁護士から検事になる人は恐くないでしよう。又検事を最初から志願する人も恐らく少なくなる。結局検察陣営が非常に寂寥になる。或いは優秀者を失なう。勿論判事の方から検事に來て下さるという人はないのであります。優秀な分子がすべて裁判官の方に行つてしまします。検察陣営が非常に衰えます。ところが現在の時局下如何に検察官の任務が重大であり、又その職責の重要なことは、皆さんすでに御承知の通りでありますと、今日の複雑な社会犯にしても、優秀な検察官がなければ、要するに捕える者を逃がしてしまいます。結局社会不安がいよいよ多くなる。この現在の社会不安を避けるためには、どうしても優秀な検察官をして、その職に熱を以て当らしめるということが

必要じやなかろうか、廣い意味におけ  
る司法民主化のため、検察陣営の充実  
のためにも絶対的差別論はよろしくな  
い。最後に申しましたように私共は絶  
対に待遇の平等論を主張するのではない  
い。最高裁判所が、現に今度の法案に  
おいても、最優位の待遇を受けておる  
のでありますから、最初に申しました  
ように、概ね準すべき裁判官と検察官  
の待遇は同等にすべきものであるとい  
うに確信いたします。あと足らんところは外の証人から申します。

○委員長(伊藤修君) 次に東京高等裁  
判所判事石坂修一君。

○證人(石坂修一君) 御紹介に預かり  
ました石坂であります。いろいろ議論  
を拜聴しておるのであります。結局私はやはりいろいろな点から親切いた  
しまして、裁判官と検察官との報酬につきまして、ここに明確な一線を引か  
れることが、最も今後の法律を民主的に運営し、又その民主化の実現を図る  
上において、得策でありかくあらね  
ばならんということを申上げたいのです  
あります。これを裁判官と検察官との  
待遇に関して、沿革的に見ますな  
らば、明治憲法下におきましても、す  
でにこれは十分なとは行きませんが、  
絶対引かれない線までの点において、  
一線が引かれておつたのであります。  
第一にこれを大審院長と検事総長との  
間の差別を見ますと、検事総長という  
ものは先ず最初は勤任待遇を以つて週  
されおりました。然るに大審院長は  
当初から親任官であります。國務大  
臣と同等な地位、枢密顧問官と同等な  
地位を持つておりました。それから私  
が司法官試補に入りましたのは大正八  
年でござますが、その頃、今日公は

自分の家でもいろいろな文献を失いましたし、裁判所の中でも文献を失いましたので、直ちに証拠を各位の前に提出することは困難ではございますが、私どもが入りました当時の裁判官及び検察官に対する待遇を比べて見ますと、検察官の方が低いであります。それから裁判官の方の待遇がよかつたのであります。それをどの点からお前はそういうか、かように申されますと、先ず大審院長と検事総長との差異、それから各地における長官、つまり検事正に對しまして、裁判所の長官である裁判所長で、優位な地位におりました裁判所長は、四十幾人かおりましたが、その非常に多數の所長が勤任であります。又検事正はそれに反して低く待遇されておりました。現に私が司法官試補として、最初出ました横浜司法裁判所におきまして、最初は所長、検事正共に勤任でございましたが、次になりました所長はこれは勤任でありました。併し次になつた検事正は委任であります。比率は所長の方の勤任官の数が、検事正の数の比率においてすつと上であったのであります。それが如何なる意味におきましてか漸次向上いたしまして、江戸裁判所大臣の時に至りまして全く平等化されてしまつた。これは同一の職責、同一の性質の官吏であると、かように觀念されておつたからではなからうかと思うのであります。そこでこの憲法が施行されまして、裁判官と検察官との職責が異なつておることを最も明かにし、而してその裁成の手序、違つて、二、

て起訴できるのであります。これは外

を徹底されるならば、現在の任用制度

職に熱を以て当らしめるということが

年でござりますが、その頃、今日私は

が司法官試補に入りましたのは大正八

うことは、憲法はもとよりこれを明らかにしておりますが、法律も明かにしております。これは私がここに申上げるまでもなく、各々の専門及び専門家位はよく御存じのことと確信するのであります。現在におきましては然らばどうなつておるか。過去の沿革は最初は非常に違つておつたが、後には水準を上げて、現在はどうなつておるか、現在はもう各々御了承の通り、検事と判事との待遇が違つておつたが、これは多少の優位の地位にあります。俸給も皆上におると信じてあります。そういう沿革、最初検察官と裁判官との水準が同一になつたと同時に、國內にこれを我々の歴史的な眼を以て観察しますと、これは因果関係であるかどうか、尚多少の……多少どころではない、尙多くの詳しい調査と資料がないればこれは言い切ることはできません。そういう沿革、最初検察官といふのは、これは行政系統の一系列表だと思つております。丁度もとこれは甚だ私化すると同時に、検事の地位は上つて來ました。私はやはり検察官といふのは、これは行政系統の一系列表だと思つております。丁度もとこれは甚だ私化するが間違つておれば申証あります。私がどうしてもこれはつまり陸軍でも、海軍でも一つの技術を担当しておるものが政治までにのし上つて來ました。私はやはり検察官といふのは、これは行政系統の一系列表だと思つております。丁度もとこれは甚だ私化するが間違つておれば申証あります。その者のがずつとのし上つて來るといふことは、結局私は宮本とは非常な親友なんだとさいます、昔から一緒に机

を並べて仕事をしておりますが、併しこれを理論をここで申上げるのですからお許しを願いたいと思うのですが、行政系統の同じ系列の中にある者が、どもよく御存じのことと確信するのであります。現在におきましては然らばどうなつておるか。過去の沿革は最初は非常に違つておつたが、後には水準を上げて、現在はどうなつておるか、現在はもう各々御了承の通り、検事と判事との待遇が違つておつたが、これは多少の優位の地位にあります。俸給も皆上におると信じてあります。そういう沿革、最初検察官と裁判官との水準が同一になつたと同時に、國內にこれを我々の歴史的な眼を以て観察しますと、これは因果関係であるかどうか、尚多少の……多少どころではない、尚多くの詳しい調査と資料がないればこれは言い切ることはできません。そういう沿革、最初検察官といふのは、これは行政系統の一系列表だと思つております。丁度もとこれは甚だ私化すると同時に、検事の地位は上つて來ました。私はやはり検察官といふのは、これは行政系統の一系列表だと思つております。丁度もとこれは甚だ私化するが間違つておれば申証あります。私がどうしてもこれはつまり陸軍でも、海軍でも一つの技術を担当しておるものが政治までにのし上つて來ました。私はやはり検察官といふのは、これは行政系統の一系列表だと思つております。丁度もとこれは甚だ私化するが間違つておれば申証あります。その者のがずつとのし上つて來るといふことは、結局私は宮本とは非常な親友なんだとさいます、昔から一緒に机

から申しますならば、先程から極めて沢山出たのであります。裁判官は憲法上の職責なんでありまして、旧憲法でも、何人も法律による裁判を受ける権利を奪われることなしという、憲法上の制度にあつたのであります。現在は憲法の民主化とともに、一層そのことの報酬が微底されまして、三権分立との趣旨が明白に区別されました。そういうようなわけで、我々は憲法によつて相当の報酬を與えられなければならん。我々の報酬といふものは憲法、検察官の報酬は法律によるのであります。法律と憲法との差異、自ら性質の差異があるといふことは、賢明なる皆様に、私から謹々申上げる必要もない。

それから一体報酬といふものを何によつて決めるかということは、むづかしい問題だらうと思う。先程なされた参議院の方の御質問には、非常に妥当つております。丁度もとこれは甚だ私化するが間違つておれば申証あります。私がどうしてもこれはつまり陸軍でも、海軍でも一つの技術を担当しておるものが政治までにのし上つて來ました。私はやはり検察官といふのは、これは行政系統の一系列表だと思つております。丁度もとこれは甚だ私化するが間違つておれば申証あります。その者のがずつとのし上つて來るといふことは、結局私は宮本とは非常な親友なんだとさいます、昔から一緒に机

から申しますならば、先程から極めて沢山出たのであります。裁判官は憲法上の職責なんでありまして、旧憲法でも、何人も法律による裁判を受ける権利を奪われることなしという、憲法上の制度にあつたのであります。現在は憲法の民主化とともに、一層そのことの報酬が微底されまして、三権分立との趣旨が明白に区別されました。そういうようなわけで、我々は憲法によつて相当の報酬を與えられなければならん。我々の報酬といふものは憲法、検察官の報酬は法律によるのであります。法律と憲法との差異、自ら性質の差異があるといふことは、賢明なる皆様に、私から謹々申上げる必要もない。

それから一体報酬といふものを何によつて決めるかということは、むづかしい問題だらうと思う。先程なされた参議院の方の御質問には、非常に妥当つております。丁度もとこれは甚だ私化するが間違つておれば申証あります。私がどうしてもこれはつまり陸軍でも、海軍でも一つの技術を担当しておるものが政治までにのし上つて來ました。私はやはり検察官といふのは、これは行政系統の一系列表だと思つております。丁度もとこれは甚だ私化するが間違つておれば申証あります。その者のがずつとのし上つて來るといふことは、結局私は宮本とは非常な親友なんだとさいます、昔から一緒に机

から申しますならば、先程から極めて沢山出たのであります。裁判官は憲法上の職責なんでありまして、旧憲法でも、何人も法律による裁判を受ける権利を奪われることなしという、憲法上の制度にあつたのであります。現在は憲法の民主化とともに、一層そのことの報酬が微底されまして、三権分立との趣旨が明白に区別されました。そういうようなわけで、我々は憲法によつて相当の報酬を與えられなければならん。我々の報酬といふものは憲法、検察官の報酬は法律によるのであります。法律と憲法との差異、自ら性質の差異があるといふことは、賢明なる皆様に、私から謹々申上げる必要もない。

我々はそれに對して一切の法律による紛糾を、ここで終止符を打つるといふ職責を持つておるのであります。檢事とは土台あくまで違つた職責を持つておる。それを同じと思ふことは飛んだ間違いである。これは旧來の旧憲法の封建的な、獨り善がりの、成るべく國民の権利を制限して、そうして官僚が成るべく有利な、便利なような憲法を作つた。その陋習を今日そのまま持つておるわけであります。これは昨日も議會の憲法起草記念式でお分り通り、檢事が出來るわけではない。衆議院、參議院、内閣總理大臣、それから最高裁判所長官、これが日本の政治を動かす三つの機關なんです。一番高い機関だから一番いい報酬を與える。これはもう最も妥当なことなんであります。それからそれならばすべて法曹一元化ではない、というのです。が、如何にも尤もらしくてこんな馬鹿げた議論といふのは、天下普通なんです。裁判所といふのは、裁判といふものを中心にした機關です。法曹一元化といふのはそれを中心にみんなで集まつてい裁判をやつて行こう、それによつて人権を保護しよう、人権を確立していくところのが裁判の建前なんであります。

それでござりますから、裁判所はその裁判ということを中心にして、と法曹が集まらなければならん。法律の専門家がそこに集まらなければならん。そ

の機関を中心にするより外に、何にも心にする所がない。ここに弁護士も出でおられますけれども、弁護士を中心にしておられるとしても、これは中心にできません。檢事を中心にしようとしてできま

せん。檢事を中心にしようとしてできません。裁判という機關を通じなければならんのです。そこで裁判官

といふものは、先づから資格が云々、教養が云々といふことが度々出ますけれども、我々は同じ資格云々と

いうことで以て、この裁判官の報酬とそれを主張するのではないのである。私は適當

です。裁判といふ人権保護の立派な制度を如何に運用して行くかといふ、そこには上にならなければならん

といふことをいつておるのです。人の問題をいつておるのではない、人にどれだけ金をやるかといふことをいつておる

のではない。経済問題をいつておるのではない。ここに如何にいい人を集めようかといふことを我々は愈願してお

る。又我々の主眼であるところのものなんです。そこで法律を見ますと、十年判事補をすれば判事になれる。一人前も来て與れません。檢事は實際、こう

の裁判官になる。弁護士でも、檢事でも、大學の先生でも、或いは苟くも法曹の者ならば、或る一定の教養と、勉強をした者はみんな判事になると法律に書いてある。私が言ふのではない、法律が言つておる。だから檢事でも適當とする人があるならば、この裁判所に入つて貰わなければならん。弁護士も無

くとも、大學の先生でも、或いは苟くも法曹の者ならば、或る一定の教養と、勉強をした者はみんな判事になると法律に書いてある。私が言ふのではない、法律が言つておる。だから檢事でも適當とする人があるならば、この裁判所に入つて貰わなければならん。弁護士も無

くとも、大學の先生でも、或いは苟くも法曹の者ならば、或る一定の教養と、勉強をした者はみんな判事と一緒にして頂くことが相当であるという理

由につきましては、先程宮本証人から大體御説明がありましたが、私はこれを補足する意味におきまして二、三の点について御説明をいたしまして、皆

えで御了解を頂きました。かように考

して、我々はどうしても優遇を與えて下さいといふことを各々にお願いする

のであります。

それから又、私はこういうことを聞

いておるのであります。裁判所とい

うのは、刑事訴訟法については、檢事

が皆お膳立てをして持つて来る。そ

うにして裁判所へお膳立てをして

して弁護士がこれに對して批判を與え

て裁判を下す。民事訴訟法は原告被告

じつと坐つておればそれでよろしい。

お前が勝つた、お前が負けたと、断を

下せばそれでいい。そんな簡単なこと

打がない。そういう馬鹿な議論をする

人は一人もいない。千人になろうと一

人一人が大切なので、これに對しては

相當の待遇と報酬を與えるということ

は、これはどうしてもやらなければな

る。だからそういうことは議論にな

りません。

尙今一つ二つ思い付いたのですが、

ちよつと忘れましたので、尙お尋ねに

從いまして何程でもお尋ね下さい

れば、それに対してお答え申上げたい

と、かようにも思ひます。一應

私の証言を打切らして頂きます。恐れ

入りました。

○委員長(伊藤謹君) 次に東京地方檢

察廳檢事馬場義績君。

○證人(馬場義績君) 只今御指名を受

けました東京地方檢察廳の檢事の馬場

でござります。

檢事の待遇を裁判官と

全然同一ではないが、概ねこれと同一

にして頂くことが相当であるという理

由につきましては、先程宮本証人から

大體御説明がありましたが、私はこれ

を補足する意味におきまして二、三の

点について御説明をいたしまして、皆

えで御了解を頂きました。かように考

えておる者であります。今度の新憲法

されません。裁判官という機關を通じて異議申し立てをおこなうのでない。待遇をして呉れないからといって何時でも辞職

とを言つておるのではないのです。將來の二、三から五年十年先のそぞろ見成

る裁判官であります。その裁判官が二  
人であるか、三人であるか、五人であ

様の御了解を頂きたいと、かように考  
えておる旨であります。今度の新憲法

下における裁判制度といふものは、大体アメリカの制度にならつたものであります。ところが最高裁判所につきましては正にその通りであります。下級裁判所の判断の任用の方法は、これと余程異つておるようになつておるのであります。即ち司法官たらんとする者は検事なり弁護士になりますて、相当の年数が経つてから、その中から裁判官に選抜され行くという制度になつておるやに承つておるのであります。そういう任用制度のと裁判官になるときには、相当の年数を経て老練にもなつておりますし、声望もできておる。そういう任用制度の下における裁判官に、高き地位と報酬を與えることは、これは誰も異論のないところで、私どももさうな制度の下に高き報酬を與えられることについては、全然異存はないのであります。ところがすべて制度の改革といふものは、一朝にして変ることはできないのであります。即ち過渡的な方法といつてしまして、我が國の裁判官任用制度には、判事補という制度を設けておるのであります。判事補といふのは司法科試験を通りまして司法修習生といふものに採用されます。これは検事志願者も、弁護士志願者も、将来裁判官たらんとするいわゆる判事補、皆一様に司法修習生になりますて、二年間の修習を経て、そこで二回試験と私どもの方面申しておりますが、その二回試験を経て、おの／＼判事補なり、検事、弁護士といふものになつて行く制度になつておるわけであります。かような制度の下におきまして裁判官、検察官の仮に差別を設けるということになります

と。先程石坂証人からも裁判所に優秀なる人物を探るために、色をつけなければならぬと言わされましたか、正にその通りで、そういう制度になりますと恐らく試験の結果と申しますか、それでも立派な國の司法が行われるといふことはありますならば、それでも差支ないと思う。併しながら、私共はそれでは決して國の司法というものは立派に行われないということを断言して憚らないのであります。と申しますのは先程宮本証人からも申しましたが、我が國の刑事裁判制度におきましては不告不理の原則と申しまして、検事が起訴をしなければ裁判官はこれを裁判するということはできないことになつております。即ち死山起る犯罪を優秀な検事がおりまして、本当に検挙しなければならない事件を検挙して裁判に廻す。それを優秀な裁判官が適正に裁いて行くということで、初めて司法の運用というものは至きを得るのでなければならぬと考へておるのであります。若し裁判官だけ良ければすべて國が治まるということになれば別論であります、只今申し上げた一点を御理解下さいとかように考へておるのであります。ことにアメリカの制度は犯罪の嫌疑があると、まあ例外はあるようですが、一般的にそうである。ところが、検べをして全部起訴をする。検事のところで許して帰すという制度はない、それがあります。まあ例外はあるようですが、一般的にそうである。ところが、日本検察制度の刑事訴訟法におきま

しては、検事のところであら選りをいたしまして、これは公判に廻して人前に晒すよりも、ここでよく説謡をして帰してお方が日本人が更生をする機会が多いというようなものは、これを制度をとつておるであります。即ち検事の仕事は法律的に申しますと、成る程行政事務でありますかも知れませんが、いわゆる一般の行政事務とは余程趣きを異にしておりまして、これをお共は準司法的な仕事という誇りを持つて、時流に阿ねらず、権勢に抑えられず、やることを願願としておるのであります。かようなどきに若し差別を設けられますならば、先程申しましたように優秀なものが検事にはならぬ。そうすると今申しました捜査とか、或いは起訴、不起訴の決定といふようなものに非常な障害を來しまして、正しい検察といふものは行われないのじやないかと思うのであります。そこでもう一点申上げたいことは、検事は活動的であり、裁判官は諍止的であるということは常識になつております。即ち若い活動的な方は検事をしておつて、それから相当社会の表裏に通じ老練になつて裁判官に行くといふのがアメリカの制度のようであります。即ち修習生から検事になり、弁護士になる。そうして弁護士からも裁判官に抜けて行く。検事からも裁判官に抜けて行く。こういう制度の下において差別待遇をせられるということは誰でも不服を申さないと思いますが、

その制度を探らないで、即ち制度においては英米式にしないで、待遇だけを直ぐ英米式に持つて行くというところに非常な無理があつて、検事の中に非常に不満を起す者も出て来る所以であります。それから法曹一元ということについて、先程石坂証人からこれは宮本証人の言うところとは異なるんだ、裁判所を中心し検事と弁護士と協力して行く制度であるといふふうに言われました。が、正にそういうこともあります。ですが、私が理解しておる法曹一元といふものは、すべて人間の仕事といふものは、自分の立場だけ考えておつたのでは決して公正に行われない。即ち日本のこれまでの裁判官、検事、弁護士というのは大体において終身その職に止つて、相手方の地位に立つ機会がない。即ち検事であるものが、裁判官になつて立場を変えてものを見れば、私は余程その色合が變つて來らるゝ、又裁判官が検事になつて搜査をして見ると余程又色合が變つて來る、又在野におられる方が在朝の法曹になつて來らると、又いろいろ立場が變つた見方をされる、これが渾然一体をなして、初めて國民が要望するような認識のある、勘所を突いた裁判なり、検察といふものが行わるという点になります。どうかと思うのであります。そういう法曹一元を考えて見ますと、今日差別待遇をされるということになりまふと、判事から検事になつて來る人といふのは、恐らく全然予想もされませんし、又今日のような社會情勢の下においては、弁護士から非常に低い俸給の検事に轉じて來る人も恐くないと思ふのです。折角最近在野からも相当の

人が入つて来られまして、多少司法の民主化ということが、その緒に附されたりました際に、今度のような若じ審を來すということになると思うのであります。

次に先程裁判官の報酬は、憲法に規定されておる、檢事の報酬は憲法には規定されてない、と、これはその通りであります。ただ私どもが了解しておるところでは、この憲法の裁判官の報酬は、例えば憲法八十條に「下級裁判所の裁判官は、裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、」云々とあります。その末項に「下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。」この報酬は、在任中、これを減額することができない。即ち憲法が規定しておりますのは、減額をしやいけない、という点に重点があるものと考えられるのです。即ち實際の報酬額を決めるのは、やはり檢察官と均しく法律によります。やはり檢察官と上程されましたよつて、本日ここに上程されましたよつて法律をもつて決められるという点にありますかと思います。

それから一般行政官と同じではないかといふような御議論もよく出ると思いますが、これまでの國民の常識から考えましても、又檢事の仕事の特殊性、それから檢事の氣持から申しましても決して私どもは一般の行政官と同じようなものではない、という、長年の傳統に培われて今日にいたつておるのであります。つまりして、「これは又決して私は、正しくない傳統ではない、ます／＼この傳統は裏き上げて行くべきものであります」といいます。即ち司法的な、一つの準司法的な一つの氣持を以て時の

勢いに左右されずに、正しい氣持を以て仕事に向い、又正しい生活をすると、いうことが必要であらうと思います。私どものことを申上げて甚だ失礼であります。私の部下について起りました一つの事実を申上げて、検事がどういう氣持で仕事をしておるかという御参考に供したいと思います。最近或る若い將來を嘱託されておる検事が、私が辭任をしたいということを申出で來たのです。そこで私はどういうわけだということを聞きますと、実は自分は經濟検事をしておる、そのために自分は勿論、自分の兄弟間でも違反を犯すというような者が出でては、自分の職責を全うすることができないので、実は自分の兄貴が商賈をしておつたのを止めさせた。そうして自分は家族を東京に置いておつては、とても購買しなければ生活がしにくいので、独身で或る家に泊つて、自炊をして役所に通つておつたのだそうです。あとで聞なますとそのために去年の夏頃は非常に瘦せて、田舎から通つている同僚が氣の毒がつて握り飯を持つて來てやつたといふような例もあつたようですが、そういう非常に思い詰めた氣持でやつてきました。ところが今日もう到底これ以上続かぬということになつて、自分は、少くとも検事をしている間は正しくやつたということを記念にして辞めたい、こういうことを申出で來たのです。そこで私は、それまで思い詰めなくていいんじやないかといつていろいろ説いておりますが、あとで、次席検事は、自分の本心を理解しないと言つて、むしろ不満の意を表したといふくらい、非常に眞剣な氣持でおるのです。これは一

つの例であります。即ち今日までの検事といふものはそういうような氣持で職務に對しておるということを御了解いただきまして、どうか将来制度が私どものことを申上げて甚だ失礼であります。長い将來を嘱託されておるかという御参考に供したいと思ひます。最近或る若い將來を嘱託されておる検事が、私が辭任をしたいということを申出で來たのです。そこで私はどういうわけだということを聞きますと、実は自分は經濟検事をしておる、そのために自分は勿論、自分の兄弟間でも違反を犯すというような者が出でては、自分の職責を全うすることができないので、実は自分の兄貴が商賈をしておつたのを止めさせた。そうして自分は家族を東京に置いておつては、とても購買しなれば生活がしにくいので、独身で或る家に泊つて、自炊をして役所に通つておつたのだそうです。あとで聞なますとそのために去年の夏頃は非常に瘦せて、田舎から通つている同僚が氣の毒がつて握り飯を持つて來てやつたといふような例もあつたようですが、そういう非常に思い詰めた氣持でやつてきました。ところが今日もう到底これ以上続かぬということになつて、自分は、少くとも検事をしている間は正しくやつたということを記念にして辞めたい、

○委員長(伊藤修君) 日本弁護士連合会副会長松井久市君。御紹介に預かりました私は日本弁護士連合会側の証人としていたしまして、本日各位の前で証言をさしていただき光榮を感謝いたします。この問題は先程來裁判官側及び検察官側からのおのづく待遇に関する法律的、又事實上の理由付けがございましたので、その点を一々私共連合会側としては申上げないことにいたしまして、ただ双方の御主張に対しまして、私共の考えておりますことを附加え、又は多少の異なる意見を申し上げたいと存じます。

御承知通りこの問題を御判断頂きますには、今度の憲法が一体どういうことで生れて來ているか、そうしてその重點はどこに置かれておるかということを、具さに御検討願いますれば、おのづから私は分つて來るのではないかと思う。今度の憲法で、御承知の通り最も力を入れましたのは立法府であります。それに次ぎますのは司法であります。それには、今まで思つておるところが、あとで、次席検事は、自分の本心を理解しないと言つて、むしろ不満の意を表したといふくらい、非常に眞剣な氣持でおるのです。これは一と司法とは、從來の國家機構からは飛

べ離れた大きな機構になつておりますが、かような見地からいたしますと、私も犯されないで、安心して生活ができる立場に置くには、やはり参考に供したいと思ひます。最近或る若い將來を嘱託されておるかという御参考に供したいと思ひます。長い将來を嘱託されておるかという御参考に供したいと思ひます。最近或る若い將來を嘱託されておるかという御参考に供したいと思ひます。長い将來を嘱託されておるかという御参考に供したいと思ひます。

今日の情勢に應じた措置をとつて頂きりますように、切にお願いする次第であります。今日の情勢に應じた措置をとつて頂きります。今日の情勢に應じた措置をとつて頂きります。今日の情勢に應じた措置をとつて頂きります。今日の情勢に應じた措置をとつて頂きります。今日の情勢に應じた措置をとつて頂きります。今日の情勢に應じた措置をとつて頂きります。

もいつておりますし、日本では検事とも強いのですが、とにかく專制のときには検事の待遇も、権力も、それはニターヴィアソラルトといふよなこと

もいつておりますし、日本では検事とも強いのですが、とにかく專制のときには検事の待遇も、権力も、それはニターヴィアソラルトといふよなこと

もいつておりますし、日本では検事とも強いのですが、とにかく專制のときには検事の待遇も、権力も、それはニターヴィアソラルトといふよなこと

もいつおりますし、日本では検事とも強いのですが、とにかく專制のときには検事の待遇も、権力も、それはニターヴィアソラルトといふよなこと

もいつておりますし、日本では検事とも強いのですが、とにかく專制のときには検事の待遇も、権力も、それはニターヴィアソラルトといふよなこと

もいつおりますし、日本では検事とも強いのですが、とにかく專制のときには検事の待遇も、権力も、それはニターヴィアソラルトといふよなこと

もいつおりますし、日本では検事とも強いのですが、とにかく専制のときには検事の待遇も、権力も、それはニターヴィアソラルトといふよなこと

もいつおりますし、日本では検事とも強いのですが、とにかく専制のときには検事の待遇も、権力も、それはニターヴィアソラルトといふよなこと

不満の意を表したといふくらい、非常に眞剣な氣持でおるのです。これは一

と司法とは、從來の國家機構から飛

めでおります通り、裁判官が特別な

見ますと、廣い意味では行政官とい

愉快なことと考えられます。私は憲法といふやうないわゆる我々日本國が始まつて以來の大変革に遭遇した。その制度の結果として何がしかのことに天秤で秤の差等が付くのは止むを得ないじやないか。若しこの地位に甘んずることができないとなりますが、恐らく検事さんや何かばかりではあります。併しこの地位に甘んずることができないとなりますれば、恐らく検事さんや何かばかりではあります。併しこの地位に甘んずることができないとなりますれば、恐らく検事さんや何かばかりではあります。併しこの地位に甘んずることができないとなりますれば、恐らく検事さんや何かばかりではあります。

が、最近の例で見ましても内務省に入る人、厚生省に入れる人、鉄道省に入る人、大蔵省に入れる人、あの行政科試験を通して殆んど同年でいずれも任官いたしますがこれがおの

こに実例を申上げますと、同じ学校を出まして行政科をパスしております。それからこれはどうしてもこの際將

來の制度として私共は何がしかの差等を付けて頂きたいといふ考え方であります。ですが、それは極く卑近な例で申します

と裁判所に中等学校の生徒が二、三年頃からそろく毎日傍聴に来ており

ます。これが初めて法庭の構成を見たときに、検事さんと判事さんと並んで坐つております。これはこの際は廊下に出

て聞いておりますと、一体あの赤い服の方が偉いのだ。こう子供は言つてゐる

ところにしまして、これが從來の我が國では裁判官が偉いのだといふ。國民常お役人とは、御承知の通り比類にならん。任用が同じだからといふ理由は絶対にないのであります。これは恐らく甘んずると思います。私はいつもや機会にも言いましたが、私は弁護士として、任官するならば、自分の性格といふ、自分の仕事から行きまして、むしろ検事を志願するのだと私は確信しております。在野側として必ずしも百円や月五百円の差があるというので、あの職務の窮屈な……、御承知

愉快なことと考えられます。私は憲法といふやうないわゆる我々日本國が始まつて以來の大変革に遭遇した。その制度の結果として何がしかのことに天秤で秤の差等が付くのは止むを得ないじやないか。若しこの地位に甘んずることができないとなりますれば、恐らく検事さんや何かばかりではあります。併しこの地位に甘んずることができないとなりますれば、恐らく検事さんや何かばかりではあります。併しこの地位に甘んずることができないとなりますれば、恐らく検事さんや何かばかりではあります。

他との交際も日常繁くございません。これはどうかと言いますと、これをやつておれば人情その他事情で公正な裁判ができる、虚偽があるからでありあります。友人、知己、弁護士その

ことはどうかと言いますと、これをやつておれば人情その他事情で公正な裁判ができる、虚偽があるからでありあります。友人、知己、弁護士その

ことはどうかと言いますと、これをやつておけば人情その他事情で公正な裁判ができる、虚偽があるからでありあります。友人、知己、弁護士その

ことはどうかと言いますと、これをやつておけば人情その他事情で公正な裁判ができる、虚偽があるからでありあります。友人、知己、弁護士その

ことはどうかと言いますと、これをやつておけば人情その他事情で公正な裁判ができる、虚偽があるからでありあります。友人、知己、弁護士その

ことはどうかと言いますと、これをやつておけば人情その他事情で公正な裁判ができる、虚偽があるからでありあります。友人、知己、弁護士その

ことはどうかと言いますと、これをやつておけば人情その他事情で公正な裁判ができる、虚偽があるからでありあります。友人、知己、弁護士その

ことはどうかと言いますと、これをやつておけば人情その他事情で公正な裁判ができる、虚偽があるからでありあります。友人、知己、弁護士その



たのですが、そういうことは今最高裁

からであります。どうもどういう思

考が検察陣営に……今はそういう人

な者は待遇の良い方に行くのが人情の

ものに対する激励の意味であると

わけですね。

○大野幸一君 そうです。

○證人(宮本堺蔵君) 私は不満であります。そういう趣旨で、私は樓々申上げたつもりであります。これは先程申上げたように一般の検察官についてで

すね。

○鬼丸義齋君 一、二点伺いたいと思

います。あなたの御見解によりまして

も、新憲法下において司法官の地位と

いうものが、從来とは飛躍的に高く認

められるという趣旨にあらることに

ついては、同じ御見解をお持ちになつておられますか。

す。

○證人(宮本堺蔵君) さようあります。

○鬼丸義齋君 そこで先程もどなたか

らかの証言がございましたが、そうし

た意味において今回一般官吏よりも特

別に待遇を良くして、そうして

司法権の存在をいよいよ多くしよう

といふ趣旨に朝野共に努力いたして

おるのであります。そこで若しこの檢

察官が成る程一般の官吏と似て非な

るものであるということについては、

いろいろ御説明があつて分りましたけ

れども、若しも檢察官が司法官にあら

ずして、一般官吏と、即ち行政官だと

假にいたしますならば、ひとと行政官

中検事だけを特に一般官吏よりも飛躍

的理由が特にあるかどうか。その点につ

いて特に重ねてもう一度一般官吏と檢

察官との待遇を良くする所以のものを

もう少し打ち碎いてこの際御説明を願

いたいと思います。

○證人(宮本堺蔵君) 実は私もその点

は重要視して申上げたつもりであります

や同等なるようなふうな処分を下さる

ことがあります。

○鬼丸義齋君 先程の証言中に、檢察

官は不起訴という重要な、裁判とや

うものをして申上げたつもりであります

からであります。どうもどういう思

考が検察陣営に……今はそういう人

な者は待遇の良い方に行くのが人情の

ものに対する激励の意味であると

いふように私は解釈しております。そ

うの我々に対する激励の意味であると

しての意見で、事實の証言ではない

わけですね。

すが、至らなかつたかも知れません。

が証言中にございました。私共も実は

ある檢察官の待遇を異にする、引上げ

るという根拠は、檢察官が先程申した

ように司法官ではありますんが、司法

官に准ずべき、私は准ずべきという言

葉を……、先程弁護士さんの代表のお

つしやられたように進むべきものだと

は解しております。要するに、異つ

たものを同一の取扱いをする。大体

「準」という言葉を私から御説明する必

要もないくらいに、ものを同じくする

こと、異つたものを同じく取扱うとい

うこととの語源のようではありますが、こ

れは法律的に申しますと、「適用」と

「准用」あるいは「準正」というような規

定もありますように、違つたものを同

時取り扱いをするということに私は解

釈をしておりますので、その司法官と

司法院にあらざる檢察官はその職務の

内容、責任によって異つておりますので、その司法官と

官の運動がありますごとく、若し一

般官吏が、檢事を上げるならば我々も

上げよ、こういうようなことになります

が、非常に良くするから、我々も同

等にこれに準じて上げようという檢察

官の運動がありますごとく、若し一

般官吏が、檢事を上げるならば我々も

それからもう一つ連合会から、地方の弁護士会に対してもこの問題について意見を束められたことはないわけです。積極的に。

○証人(松井久市君) 西日本弁護士会の方、大阪を中心としての方へは代表を出しまして、この決議の趣旨と、決議をたらして、向うの方の意見を徵しました。そういう事実がありますが、それに對しましてもむしろ連合会の決議を全面的に支持するということです、たしか大阪朝日新聞にも出たと思います。

○前之國喜一郎君 そうすると、今のところ連合会の意図に反対するのは松山の弁護士会だけですね。

○証人(松井久市君) そうです。およ

つと附加えさして頂きたいのですが、御承知の通り全國に六千百有余の弁護士がございます。そりして各地に、松

山地方裁判所所属の松山弁護士会、或いは廣島弁護士会、大阪弁護士会等がござりますが、この都度におきます東京弁護士会は千六百の会員を擁しております。第一が六百以上おりまして、第二と合せまして東京で大体少くとも半数の弁護士がおるのであります。主として連合会の決議、その他を運営いたしましたのは東京弁護士の理事者と、特別委員とで構成されております。第一が六百以上おりまして、主として連合会の決議、その他の運営いたしましたのは東京弁護士会は本問題に對して、率先して実行委員まで挙げまして、全員の意思としまして、裁判官を優位にということで、連合会の意

思をもじろりードして來た事実關係になつておきますことを申上げておきます。

それから先程の鬼丸さんの御質問に

ちよつと補充したいと思いますが、あなたから御質問のありました行政官と

検察官の待遇を區別すべき根本的理由

で、私の説明したのが不十分のようでありましたが、主たる原因は私の述べ

お言葉の中に、自分としては必ずしも私は承ったように考えますが、私の聞き違ひですか。

○証人(宮本增蔵君) 絶対平等といふ意味ではないというふうなことにことを主張するというのではないであります。

○前之國喜一郎君 全般的にそういうことををお考えになつてないわけですね。例えば高等裁判所の裁判官と高等検察廳の検察官との比較において、或いは又地方裁判所長と検事正との比較においても、やはり絶対に平等でなければいかんという御意見ではないであります。

○証人(宮本增蔵君) それはちよつと違うと思います。私は制度と現在の実情と勘案して考へべきもので、そういうことを無視して絶対平等は主張できない。だから具体的に申しますれば、最高裁判所判事といふものは特別な任用制度であります。特別な方法で選任される。ここで私どもは絶対平等を主張する根拠はないと思います。それ以外の判事は先程も申しましたように、資格任用等において大体同一であります。同一な條件の下においては同等でなければならぬ。概ね平等でなくならないと考へるのが合理的である。

○松村眞一郎君 検察官の方の側にちよつとお尋ねいたします。準司法官という言葉を使ひになつておりますが、いろいろな事柄をいろいろお説明になつておるのです。そういうふうな事柄はあるから司法官に準ずるのではあるまい。司法官は外の機関に從事する者よりも、最高の俸給を受けなければならぬことまで御議論なさらなかつたと思ひます。それが如何ですか。その意図は三権分立ということになりますと、内閣といふものを國会といふものと裁判所といふものがあるわけですね。それは三権分立のゆえんはそれを高くしなければならぬという意味じやあります。司法官は准司法官と並びに今度出ております給與法等を通貨で言う月幾らの額が相当かといふことまで御見解なんですね。別にそれでは又準じてゐると思わないと言つておられるのです。そういうふうな事柄があるから司法官に準ずるのではあるまい。司法官は准司法官と並びに今度出ております給與法等を通貨で言う月幾らの額が相当かといふことまで御見解なんですね。別にそれでは又準じてゐると思わないと言つておられるのです。准司法官と司法官にはこの際將來の制度確立の一歩として、他の行政官及び検察官より士台として見た上で、なんとかそこにはあるということでありまして、実はかかる從來の裁判官・検察官の待遇等は、その相当が、實際上具体的に、今日の裁判官は外の機関に從事する者よりも、最高の俸給を受けなければならぬことまで御議論なさらなかつたことには了解します。次に弁護士側の御意見を承るのではありますが、御説明のうちには、新しい憲法は立法権といふものを最高に見ておる。次に司法権を見ておるという意味であります。勿論憲法に最高的機関とありますから、そこで

○証人(松井久市君) 只今の御説の通り大体なるのであります。最高とは申上げなかつたのであります。とにかく從來の裁判官・検察官の待遇等は、その相当が、實際上具体的に、今日の裁判官は外の機関に從事する者よりも、最高の俸給を受けなければならぬことまで御議論なさらなかつたことには了解します。次に弁護士側の御意見を承るのではありますが、御説明のうちには、新しい憲法は立法権といふものを最高に見ておる。次に司法権を見ておるという意味であります。勿論憲法に最高的機関とありますから、そこで

○証人(宮本增蔵君) あります。私が如何ですか。

○松村眞一郎君 裁判所側の方にお尋ねいたします。私は國會に於いては最高に考へなければならぬといふ意味であります。あなたたの言われました國會が最も高いという意味は、報酬といふよりは、あなたの言われました國會が最も高いといふ意味であります。理論上そういう意味であります。それは議員にも相当の報酬を給付することを意味するのであります。今日の証言はかりでなく、私の同僚の大半の意見でもあります。

○松村眞一郎君 裁判所側の方にお尋ねしたいのであります。今日は裁判官を優遇して頂きたい。結論はこういうことになるのであります。ですが、大体大別された二つの中では、やはり裁判官を優遇して頂きたい。結論はこういうことになるのであります。

思をむしろリードして來た事実関係に

あります。併しながらこれは憲法から出でる問題でありますから、現行法では「最高裁判所長官の受ける報酬の額は内閣総理大臣の受ける俸給の額と同額」と書いてあります。これは

結局憲法上の三権分立の思想から内閣として最高裁判所のことを考へて、そうして最高裁判所のことを考へておるわけであります。最高裁判所は、現行法は先ず総理大臣の方を考へて、そうして最高裁判所のことを考へておるわけであります。最高裁判所の長官の俸給は総理大臣よりも高かるべきものであるということまでお考へになつておるかどうかこの点を伺ひたい。

○証人(岩松三郎君) これはいろいろ裁判官会議で別に決議したわけではありませんが、裁判官会議の席上でこの問題が取上げられた時にいろいろ話をいたしました。理想としてはやはりアメリカやイギリスのように、最高裁判所の長官は行政部の部官よりは高い俸給を與えられるのが、相当じゃないかというとの意見が多かつたのであります。併し御承知の通り敗戦後の財政経済の困難な時代に、やはり國として相當な制約を受けることは当然だと思ひます。又私自身もそういうふうに考へておる一人であります。

○松村眞一郎君 イギリスの例を御覽になりますればすぐ分りますが、貴族院の議長、即ち大法官、これは貴族議長であります。或る意味においてこれは裁判官でありますけれども、貴族議長であります。それは一万バウン

検察官の待遇を区別すべき根本的理由

で、私の説明したのが不十分のようでありましたが、主たる原因は私の述べ

ドの報酬であります。総理大臣も一万バウンドであります。総理大臣よりもこの表では高くはなつております。

アメリカの例をおつしやいますが、アメリカの方は大統領といふものは行政官の方の最高のものであります。それとちよつと比較はできないと思ひます。日本の官吏ということは私は重点

ではない、行政官なり司法官なり、立法府なりの最高のものを私は眺めておる。最高のものについて、裁判官が他の三権分立の機関より高かるべしとお

は、これは一般的の行政官と裁判官の違いとして、これは私は高くよろしいじやないかといふように考へております。これはやはり独立の関係から、何が減らされないという点からでも、保険等の制度のようになりますが、尙現在の長官は、行政部の部官よりは高い俸給を與えられるのが、相当じゃないかといふことの意見が多かつたのであります。併し御承知の通り敗戦後の財政経済の困難な時代に、やはり國として相当な制約を受けることは当然だと思ひます。又私自身もそういうふうに考へておる一人であります。

○松村眞一郎君 イギリスの例を御覽になりますればすぐ分りますが、貴族院の議長、即ち大法官、これは貴族議長であります。或る意味においてこれは裁判官でありますけれども、貴族議長であります。それは一万バウン

○証人(宮本培蔵君) ありませんか、我々は確信する意見であります。私はかりでなく、私の同僚の大半の意見で

になればそうだということをお考へにいかと思います。

○小川友三君 馬場検事さんにお伺いいたします。この委員会は非常に重大な問題に実はぶつかりまして、本委員として一番心配しておりますのは、弁護士さんの御意見では差を附けるので、その間は相当な余裕のある生活ができる。そうして辞めても直ぐに路頭に迷うようなことがないことが必要です。日本の官吏ということは私は重點

ではない、行政官なり司法官なり、立法府なりの最高のものを私は眺めておる。最高のものについて、裁判官が他の三権分立の機関より高かるべしとお

は、これは一般的の行政官と裁判官の違いとして、これは私は高くよろしいじやないかといふように考へております。これはやはり独立の関係から、何が減らされないという点からでも、保険等の制度のようになりますが、尙現在の長官は、行政部の部官よりは高い俸給を與えられるのが、相当じゃないかといふことの意見が多かつたのであります。併し御承知の通り敗戦後の財政経済の困難な時代に、やはり國として相当な制約を受けることは当然だと思ひます。又私自身もそういうふうに考へておる一人であります。

○松村眞一郎君 イギリスの例を御覧になりますればすぐ分りますが、貴族院の議長、即ち大法官、これは貴族議長であります。或る意味においてこれは裁判官でありますけれども、貴族議長であります。それは一万バウン

○松村眞一郎君 裁判所側の方にお尋ねしたいのであります。今日の証言は

んという理論上のあれはないのじやないかと思います。

○小川友三君 馬場検事さんにお伺いいたします。この委員会は非常に重大な問題に実はぶつかりまして、本委員として一番心配しておりますのは、弁護士さんの御意見では差を附けるので、その間は相当な余裕のある生活ができる。そうして辞めても直ぐに路頭に迷うようなことがないことが必要です。日本の官吏ということは私は重點

ではない、行政官なり司法官なり、立法府なりの最高のものを私は眺めておる。最高のものについて、裁判官が他の三権分立の機関より高かるべしとお

は、これは特に今日のような交通事情

す。現に最近二回試験を行いまして、

た後で、最高裁判所からマッカーサー元帥の書翰が発表せられましたために、検事志望の者が判事志望に変ったためには、辞めた後でも直ぐに食う

こと、その間辛うじて食つて行くという重任を妨げないようにはなつております。ただ行政官もそ

ういうことをいえば同じなので、誠旨

差ができた場合に、優秀なる者が検察官を志望しなくなるのじやないかといふ点は、前回も申しましたように、こ

れはその虚れが非常に多いと思いま

す。



大旨答弁の人は一人與事さんには平頭申上げます。第二の点の法務廳と五人ということに對しては、不満はない

の関係でございますが、これは私は新

いう点で、すでに現われておるのであ

りますから、その他の裁判官と検察官

ておつたんでは制度とか法律の改正と

は本会議におけるところの委員長の口

置きます。では御署名を願いたいと存じます。

〔多数意見者署名〕

○委員長(伊藤修君) では本日はこれで散会いたします。明日は午前十時より開会いたします。

午後四時四十分解散会

出席者は左の通り。

委員長

伊藤 修君

理事

鈴木 安孝君

委員

岡部 常君

大野 幸一君

中村 正雄君

大野木秀次郎君

池田七郎兵衛君

鬼丸 義齋君

前之國喜一郎君

宇都宮 登君

來馬 琢道君

松村眞一郎君

宮城タマヨ君

星野 芳樹君

小川 友三君

西田 天香君

最高裁判所判事

岩崎 三郎君

最高検察院検事

宮本 増蔵君

東京高等裁判所判事

石坂 修一君

東京地方検察官

松井 久市君

國務大臣 鈴木 義男君

政府委員 法務廳調査官

見第一局長 岡咲 惣一君

証務長官 奥野 健二君

五月一日予備審査のため、本委員会に

左の事件を付託された。

一、裁判官の報酬等に関する法律案

(予第五十四号)

二、検察官の俸給等に関する法律案

(予第五十五号)

裁判官の報酬等に関する法律案

し、日割によつてこれを計算する。但し、その額が報酬月額を超えるときは、これを報酬月額と超めるものとする。

第八條 裁判官の退官手当は、一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定めるところにより、これを支給されるべき報酬その他の給與の内拂手當及び死亡賜金にかかる部分の金額を除くのは、所得稅法(昭和二十二年法律第二十七号)の適用

裁判に因る退官の場合には、これ

を支給しない。

第九條 裁判官の報酬及び退官手当以外の給與は、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官には、最高裁判所の例に準じ、その他の裁判官には、一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定めるところによりこれを支給する。但し、労働基準法の施行等に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律(昭和二十二年法律第二百六十七号)による超過勤務手当は、これを支給しない。

第十條 生計費及び一般賃金事情の著しい変動により、一般の官吏について、政府がその俸給その他の給與を増加し、又は特別の給與を支給するときは、最高裁判所は、裁判官について、一般の官吏の例に準じて、報酬その他の給與の額を増加し、又は特別の給與を支給することができる。

第十一條 裁判官の報酬その他の給與に関する細則は、最高裁判所が、これを定める。

附 則

け、昭和二十三年一月一日に遡及して、これを適用する。

第十三條 判事を兼ねる簡易裁判所の報酬月額による。

判事の報酬月額による。

第十四條 裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十五号)は、これを廢止する。但し、司法修習生の受ける給與については、なお從前の例に

項第五号の給與とみなす。

第十五條 判事を兼ねる簡易裁判所の報告については予め御承認を願つて

別 表	最高裁判所長官	最高裁判所判事	東京高等裁判所長官	その他の高等裁判所長官	分 月 額	
					二万五千円	二万円
					一万八千円	
					一万三千円	
					一万七千円	
					一万二千円	
					一万四千円	
					一万八千円	
					一万三千円	
					一万円	
					八千円	
					七千円	
					六千円	
					五千円	
					四千円	
					三千五百円	
					一千円	
					五百円	
					三百円	
					一百円	

は本会議におけるところの委員長の口頭報告については予め御承認を願つて

## 検察官の俸給等に関する法律案

## 検察官の俸給等に関する法律

第一節 検察官の給與に関する法律  
のを除くの外、検事長に定めるも

検察廳法及びこの法律に定めるも  
及び検事長については、國務大臣

の例により、その他の検察官につ  
いては、一般官吏の例による。但

し、労働基準法等の施行に伴う政  
府職員に係る給與の應急措置に關  
する法律(昭和二十二年法律第百

六十七号)による超過勤務手当  
は、これを支給しない。

第二條 検察官の俸給月額は、別表

別表	区	分	月	額
検事総長			二万円	
大長検事			一万七千円	
東京高等檢察廳檢事長			一万八千円	
その他検事長			一万七千円	
一 号	一 号	一 号	一万三千円	
二 号	二 号	二 号	一万二千円	
三 号	三 号	三 号	一萬円	
四 号	四 号	四 号	九千円	
五 号	五 号	五 号	八千円	
六 号	六 号	六 号	七千円	
七 号	七 号	七 号	六千円	
八 号	八 号	八 号	五千円	
九 号	九 号	九 号	四千五百円	
十 号	十 号	十 号	四千円	
十一 号	十一 号	十一 号	三千五百円	
一二 号	一二 号	一二 号	八千円	
一三 号	一三 号	一三 号	七千円	
一四 号	一四 号	一四 号	六千円	
一五 号	一五 号	一五 号	五千円	
一六 号	一六 号	一六 号	四千五百円	
一七 号	一七 号	一七 号	四千円	
一八 号	一八 号	一八 号	三千五百円	
一九 号	一九 号	一九 号	三千円	

なし、これを超える額(退職手当  
及び死亡賜金にかかる部分の額)

を除く)は、所得稅法(昭和二十  
二年法律第二千七号)の適用につ  
いては、同法第三十八條第一項第  
五号の給與とみなす。

第七條 検察官の俸給等の應急的措

置に関する法律(昭和二十二年法  
律第六十六号)はこれを廃止す  
る。

第八條 この法律の規定は、國家公  
務員法の如何なる條項をも廢止  
し、若しくは修正し、又はこれに  
代わるものではない。

第四條 檢察廳法第二十四條の規定  
により欠位を持つことを命ぜられた  
検察官には、引きつき扶養手  
当及び勤務地手当を支給する。

## 附則

第五條 この法律は、公布の日から、  
これを施行する。  
第六條 この法律の規定による俸給  
その他の給與(旅費を除く)は、  
昭和二十三年一月一日に遡及して  
これを行つて、これを支給する。  
2. 昭和二十三年一月一日以後す  
に支給された俸給その他の給與  
は、前項の規定により支給される  
べき俸給その他の給與の内拂とみ